

## 基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ 設置者	ガッコウカザン ヘイエイリョウガクエン 学校法人 平成医療学園							
フリガナ 大学の名称	カザンカリョウカク 宝塚医療大学 (Takarazuka University of Medical and Health Care)							
大学本部の位置	兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘1							
大学の目的	教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的とする。							
新設学部等の目的	<p>歯科界で歯科衛生士不足の声が聞かれるようになって久しく、これまでに多くの歯科衛生士養成機関が設立されてきたが、この問題は未だ解消されていない。さらに、近年では、歯科界のみならず、医科や保健・福祉の分野からも歯科衛生士の貢献が求められるようになってきた。このように、従前よりもはるかに幅広い学びが求められるようになったことから、本学は、4年制の歯科衛生士課程を設置し、前述の業務を果たす能力を有する人材を輩出することにより、医療・保健・福祉関係者のみならず、サービスを受ける国民にも貢献したいと考えた。</p> <p>この度、上記の理由により、兵庫県宝塚市と大阪府大阪市に保健医療学部口腔保健学科（入学定員64名）を設置し、優れた医療専門職の養成をとおして医療・保健・福祉分野等に貢献することとした。</p> <p>これに伴い、入学定員及び収容定員が増加することから、収容定員に関わる学則の変更を行う。なお、既存学部の収容定員の変更は行わない。</p>							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	開設時期及 び開設年次	所在地
	保健医療学部 (Faculty of Health Care)	年	人	年次 人	人	学士 (保健医療学) (Bachelor of Health Care)	年 月 第 年次	兵庫県宝塚市花屋敷 緑ガ丘1
	理学療法学科 (Department of Physical Therapy)	4	70	—	280	同上	平成23年4月 第1年次	兵庫県宝塚市花屋敷 緑ガ丘1
	柔道整復学科 (Department of Judo Therapy)	4	60	—	240	同上	平成23年4月 第1年次	兵庫県宝塚市花屋敷 緑ガ丘1
	鍼灸学科 (Department of Acupuncture)	4	30	—	120	同上	平成23年4月 第1年次	兵庫県宝塚市花屋敷 緑ガ丘1
	口腔保健学科 (Department of Oral Health Sciences)	4	64 (0)	—	256 (0)	学士 (口腔保健学) (Bachelor of Oral Health Sciences)	令和5年4月 第1年次	兵庫県宝塚市花屋敷 緑ガ丘1 大阪府大阪市北区中津 6丁目9-38
和歌山保健医療学部 (Wakayama Faculty of Health Care Sciences)								
リハビリテーション学科 (Department of Rehabilitation)	4	100	—	400	学士(保健医療学) (Bachelor of Health Care Sciences)	令和2年4月 第1年次	和歌山県和歌山市中之島2252	
看護学科 (Department of Nursing)	4	50	—	200	学士(看護学) (Bachelor of Nursing)	令和4年4月 第1年次	和歌山県和歌山市西庄1107-26	
計		374	—	1,496				※令和4年4月設置届出予定

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		宝塚医療大学 観光学部 観光学科 (80) 令和4年3月申請予定							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	口腔保健学科	53科目	23科目	16科目	92科目	124単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
		保健医療学部	人	人	人	人	人	人	人
		口腔保健学科	5 (4)	2 (2)	3 (1)	1 (0)	11 (7)	0 (0)	42 (33)
		理学療法学科	6 (6)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	14 (14)	2 (2)	18 (18)
		柔道整復学科	7 (7)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	15 (15)	1 (1)	32 (32)
		鍼灸学科	7 (7)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	11 (11)	1 (1)	29 (29)
		和歌山保健医療学部 リハビリテーション学科	10 (10)	2 (2)	5 (5)	5 (5)	22 (22)	0 (0)	24 (24)
		和歌山保健医療学部 看護学科	8 (8)	3 (3)	6 (6)	4 (4)	21 (21)	6 (6)	28 (28)
		計	43 (42)	13 (13)	22 (20)	16 (15)	94 (90)	10 (10)	— (—)
	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	合計	43 (42)	13 (13)	22 (20)	16 (15)	94 (90)	10 (10)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		40人 (37)		26人 (24)		66人 (61)		
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員		1 (1)		5 (5)		6 (6)		
	その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	計		41人 (38)		31人 (29)		72人 (67)		
区分	専用	共用	共用する他の 学校等の専用		計				
	校舎敷地	22,798.13㎡	3,729.42㎡	0㎡		32,359.74㎡	借用面積：2,723.67㎡ 借用期間：38年 借用面積：3,268.03㎡ 借用期間：19年  平成医療学園専門学校 (必要面積の定めなし)と共用  *内1,543.61㎡は別科 で使用。別科で使用す る用地の内、 借用面積：290.59㎡ 借用期間：17年6ヶ月		
	運動場用地	18,912.12㎡	0㎡	0㎡		18,912.12㎡	借用面積：538.70㎡ 借用期間：39年		

校 地 等	小計	41,710.25㎡	3,729.42㎡	0㎡	45,439.67㎡	借用面積：3,262.37㎡ 借用期間：38年 借用面積：3268.03㎡ 借用期間：19年  平成医療学園専門学校 (必要面積の定めなし)と共用  *内1,543.61は別科で使用。別科で使用する用地の内、 借用面積：290.59㎡ 借用期間：17年6ヶ月				
	その他	12,882.31㎡	333.95㎡	0㎡	12,882.316㎡	借用面積：737.63㎡ 借用期間：38年 借用面積：131.97㎡ 借用面積：19年				
	合計	54,258.61㎡	4,063.37㎡	0㎡	58,321.98㎡	借用面積：4,000㎡ 借用起案：19年 借用面積：3,400㎡ 借用期間：19年  平成医療学園専門学校 (必要面積の定めなし)と共用  *内1,543.61は別科で使用。別科で使用する用地の内、 借用面積：290.59㎡ 借用期間：17年6ヶ月				
校 舎	専 用		共 用	共用する他の 学校等の専用	計	和歌山看護専門学校 (必要面積740㎡)共有 (令和6年3月廃止予定) 平成医療学園専門学校 (必要面積の定め無し)と共用  借用面積：1,097.57㎡ 借用期間：18年6ヶ月				
		29,763.24㎡ (27,170.76㎡)	0㎡ (2,592.46㎡)	209.34㎡ ( 209.34㎡)	29,972.58㎡ (29,972.58㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	33室	3室	31室	2室 (補助職員 0人)	1室 (補助職員 0人)					
図 書 ・ 設 備	専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数					
			保健医療学部 口腔保健学科		14 室					
	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	保健医療学部 口腔保健学科	1,445〔75〕 (1,445〔75〕)	11〔1〕 ( 11〔1〕)	2〔0〕 ( 2〔0〕)	5 (5)	744 0	65 (65)			
計	1,445〔75〕 (1,445〔75〕)	11〔1〕 ( 11〔1〕)	2〔0〕 ( 2〔0〕)	5 (5)	744 0	65 (65)				
図 書 館	面積		閲覧座席数		収納可能冊数					
	722.62㎡		182		75,000					
体 育 館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
	1,504.44㎡		テニスコート		多目的グラウンド					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト)を含む。
		教員1人当り研究費等	—千円	250千円	250千円	250千円	250千円	—千円	—千円	
		共同研究費等	—千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	—千円	—千円	
		図書購入費	12,000千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
	設備購入費	8,753千円	50,678千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円		
学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		届出学科全体	
		1,500千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	—千円	—千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			雑費等収入等							

既設大学等の状況	大学の名称	宝塚医療大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	保健医療学部	年	人	年次-人	人		1.12倍		兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘1
	理学療法学科	4	70	-	280	学士(保健医療学)	1.07	H23.4	
	柔道整復学科	4	60	-	240	学士(保健医療学)	1.20	H23.4	
	鍼灸学科	4	30	-	120	学士(保健医療学)	1.06	H23.4	
	和歌山保健医療学部	年	人	年次-人	人		1.02		和歌山県和歌山市中之島2252
	リハビリテーション学科	4	100	-	300	学士(保健医療学)	1.02	R2.4	
	看護学科	4	50	-	50	学士(看護学)	—	R4.4	
附属施設の概要	名称：宝塚医療大学附属治療院 目的：柔道整復学科及び鍼灸学科の臨床実習施設 面積：治療院 261㎡ 待合室 28㎡ 事務所 8㎡ その他30.53㎡ 計327.53㎡ 場所：兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘1								

## 教育課程等の概要

(保健医療学部口腔保健学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学部 共通 科目	人文	哲学	1前	2		○									兼1
		東洋の歴史	1前	2		○									兼1
		文化人類学	1後	2		○									兼1
	社会	日本国憲法	1前	2		○									兼1
		社会と法	1後	2		○									兼1
		医療経営学	1後	2		○									兼1
	自然	統計学	1後	2		○									兼1
		数学	1前	2		○									兼1
		物理学	1後	2		○									兼1
		化学	1前	2		○									兼1
		生物学	1前	2		○									兼1
	外国語科目	英語Ⅰ	1前	1			○								兼1
		英語Ⅱ	1後	1			○								兼1
		英語Ⅲ	1後	1			○								兼1
		英会話	1前	1			○								兼1
	処 理 報	情報処理演習Ⅰ	1前	1			○								兼1
		情報処理演習Ⅱ	1後	1			○								兼1
	ス ポ ー ツ ・ 健	健康と体力づくり	1前	2		○									兼1
		スポーツトレーニング論	1前	2		○									兼1
		バイオメカニクス	1前	2		○									兼1
体育実技Ⅰ		1前	1					○						兼1	
体育実技Ⅱ		1後	1					○						兼1	
総 合 教 養 科 目	コミュニケーション演習	1前	1			○								兼1	
	臨床心理学	1後	2		○									兼1	
	マーケティング論	1後	2		○									兼1	
	医療倫理	1前	2		○									兼1	
	少子高齢化と社会	1前	2		○									兼1	
	基礎ゼミナール	1前	1				○		1					兼1	
小計 (28科目)		-	6	40	0	18	8	2	1	0	0	0	0	兼17	

専門基礎科目	人体の機能構造	全身解剖学	1前	2			○			1					兼2 オムニバス
		栄養代謝学・生化学	1後	1			○								
		組織学・発生学演習	1後	1				○		1	1				
	歯・口腔の機能と構造	口腔解剖学	1前	2			○			1					
		口腔基礎科学演習	1後	1				○		1	1				
		生理学・口腔生理学	1前	2			○			1					
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学・口腔病理学	1後	2			○								兼1
		薬理学・歯科薬理学	1後	2			○								兼1
		微生物学・免疫学	1後	2			○			1					
		臨床医学	2前	2			○								兼1
歯・口腔の健康と社会の仕組みに関する人間の健康と予防に関わ	口腔衛生学	1後	1			○			1					兼1 兼1	
	地域歯科保健	2後	1			○			1						
	歯科統計学・疫学演習	2前	1				○		1	1					
	衛生行政	2後	1			○			1						
	衛生学・公衆衛生学	1後	1			○			1						
	社会福祉学	3前	1			○									兼1
	医療情報処理演習	2後	1				○				1				兼1
小計 (17科目)			-	24	0	0	13	4	0	4	0	1	0	0	兼7
専門科目	生歯科概論	口腔保健と専門職	3前	1			○			2	1				オムニバス
		歯科衛生士概論	1前	1			○			1	1				オムニバス
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	1前	1			○			3		1			オムニバス
		小児歯科学	2前	1			○								兼1
		歯科矯正学	2前	1			○								兼1
		歯科補綴学	1後	2			○					1			
		歯科保存学	2前	2			○			1					
		口腔外科学	2前	2			○			1					
		歯科放射線学	1後	1			○								兼1
		障害者歯科学	2後	1			○								兼1
		成人・高齢者歯科学	2後	1			○			1		2			オムニバス
		臨床検査学・歯科麻酔学	3前	1			○								兼2 オムニバス
		歯科材料学	1後	1			○								兼1
		救急蘇生学	2前	1			○								兼1
	医療安全管理学	2前	1			○			1						
	臨床口腔保健応用医学演習	4前	1				○		3	1	1			オムニバス	
	歯科予防処置論	歯科予防処置論	2前	2			○			1					
		歯科予防処置実習Ⅰ	2前	2					○	1	1	1	1		
		歯科予防処置実習Ⅱ	2後	2					○	1			1		
歯科予防処置実習Ⅲ		3前	2					○	1	1	1	1			
口腔保健特論演習Ⅰ		4後	2				○		1			1		オムニバス	
	歯科保健指導論	2前	2			○			1		1			オムニバス	

歯科保健指導論	歯科保健指導実習Ⅰ	2前	1				○	1	1							
	歯科保健指導実習Ⅱ	2後	1				○	1	2							
	歯科保健指導実習Ⅲ	2後	1				○	1	2							
	歯科保健指導実習Ⅳ	3前	2				○	1	1							
	口腔機能管理実習	3前	1				○	1	1	1						
	食生活指導演習	2後	1				○	1	2	1						
	摂食嚥下障害学	2前	1			○		1	1					兼1	オムニバス	
	口腔保健特論演習Ⅱ	4後	2				○	1	2						オムニバス	
歯科診療補助論	歯科診療補助実習Ⅰ	2前	2				○	1	1	1						
	歯科診療補助実習Ⅱ	2後	2				○	1	2	1						
	歯科診療補助実習Ⅲ	3前	2				○	1	2	1						
	医療コミュニケーション	3前	1			○		1	1	1					オムニバス	
	医療・保健・福祉における連携	3前	1			○		1	1	1					オムニバス	
	口腔保健特論演習Ⅲ	4後	2				○	2	2						オムニバス	
臨地実習	歯科衛生士臨地実習Ⅰ	3後	9				○	1								
	歯科衛生士臨地実習Ⅱ	4前	9				○	1								
	歯科衛生士臨地実習Ⅲ	4後	2				○	1								
小計 (39科目)		-	71	0	0	20	5	14	4	2	3	1	0	兼8		
選択必修科目	歯科英会話	1後	1				○	1								
	基礎看護学	2前	1			○								兼1		
	口腔保健学研究論	2後	1			○		5	2	1					オムニバス	
	口腔保健学研究演習Ⅰ	3前	1				○	5	2	1						
	口腔保健学研究演習Ⅱ	3後	1				○	5	2	1						
	科学英語演習Ⅰ	2前	1				○	1		1					オムニバス	
	科学英語演習Ⅱ	2後	1				○	1		1					オムニバス	
	ビジネスコミュニケーション演習	1後	1				○	1								
小計 (8科目)		-	8	0	0	2	6	0	5	2	1	0	0	兼1		
合計 (92科目)		-	109	40	0	53	23	16	5	2	3	1	0	兼31		
学位又は称号	学士 (口腔保健学)	学位又は学科の分野					保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）									
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
必修科目109単位、学部共通科目の選択科目から15単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：48単位（年間）)								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

## 教育課程等の概要

(保健医療学部口腔保健学科)

宝塚キャンパス

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学部 共通 科目	人文	哲学	1前	2		○									兼1
		東洋の歴史	1前	2		○									兼1
		文化人類学	1後	2		○									兼1
	社会	日本国憲法	1前	2		○									兼1
		社会と法	1後	2		○									兼1
		医療経営学	1後	2		○									兼1
	自然	統計学	1後	2		○									兼1
		数学	1前	2		○									兼1
		物理学	1後	2		○									兼1
		化学	1前	2		○									兼1
		生物学	1前	2		○									兼1
	外国語科目	英語Ⅰ	1前	1			○								兼1
		英語Ⅱ	1後	1			○								兼1
		英語Ⅲ	1後	1			○								兼1
		英会話	1前	1			○								兼1
	処 理 報	情報処理演習Ⅰ	1前	1			○								兼1
		情報処理演習Ⅱ	1後	1			○								兼1
	ス ポ ー ツ ・ 健	健康と体力づくり	1前	2		○									兼1
		スポーツトレーニング論	1前	2		○									兼1
		バイオメカニクス	1前	2		○									兼1
体育実技Ⅰ		1前	1				○							兼1	
体育実技Ⅱ		1後	1				○							兼1	
総 合 教 養 科 目	コミュニケーション演習	1前	1			○								兼1	
	臨床心理学	1後	2		○									兼1	
	マーケティング論	1後	2		○									兼1	
	医療倫理	1前	2		○									兼1	
	少子高齢化と社会	1前	2		○									兼1	
	基礎ゼミナール	1前	1			○		1						兼1	
小計(28科目)		-	6	40	0	18	8	2	1	0	0	0	0	兼17	
専 門 基	造 人 と 体 機 能 構	全身解剖学	1前	2		○			1						兼2 オムニバス
		栄養代謝学・生化学	1後	1		○									
		組織学・発生学演習	1後	1		○			1	1					
	の 歯 構 機 ・ 造 能 口	口腔解剖学	1前	2		○			1						
	口腔基礎科学演習	1後	1		○			1	1						



基礎 科目	と腔	生理学・口腔生理学	1前	2			○			1							
	復立疾	病理学・口腔病理学	1後	2			○									兼1	
	過ち病	薬理学・歯科薬理学	1後	2			○									兼1	
	進程及 のび成 り	微生物学・免疫学	1後	2			○			1							
	問わ防康	口腔衛生学	1後	1			○			1							
とのにと 社人関予	衛生学・公衆衛生学	1後	1			○			1								
小計（11科目）			-	17	0	0	9	2	0	3	0	1	0	0	0	兼4	
専門 科目	生齒 論士科 概衛	歯科衛生士概論	1前	1			○			1	1					オムニバス	
	臨床 学 歯 科 医	歯科臨床概論	1前	1			○			3		1					オムニバス
		歯科補綴学	1後	2			○					1					
		歯科放射線学	1後	1			○										兼1
		歯科材料学	1後	1			○										兼1
小計（5科目）			-	6	0	0	5	0	0	3	1	1	0	0	0	兼2	
選 択 必 修 科 目	歯科英会話	1後	1				○			1							
	ビジネスコミュニケーション演習	1後	1				○			1							
小計（2科目）			-	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
合計（46科目）			-	31	40	0	32	12	2	4	1	1	0	0	0	兼23	
学位又は称号		学士 (口腔保健学)	学位又は学科の分野		保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）												
卒業要件及び履修方法									授業期間等								
必修科目109単位、学部共通科目の選択科目から15単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：48単位（年間）)									1学年の学期区分				2学期				
									1学期の授業期間				15週				
									1時限の授業時間				90分				

## 教育課程等の概要

(保健医療学部口腔保健学科)

大阪中津キャンパス

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
専門基礎科目	び疾病の成り立ち促進	臨床医学	2前	2			○								兼1	
	と社会の仕組み	予・防・口腔の健康と	地域歯科保健	2後	1			○		1						
		歯科統計学・疫学演習	2前	1				○		1	1					
		衛生行政	2後	1				○		1						兼1
		社会福祉学	3前	1				○								兼1
	医療情報処理演習	2後	1				○			1					兼1	
小計 (6科目)		-	7	0	0	4	2	0	2	0	1	0	0		兼3	
専門科目	歯科衛生士概論	口腔保健と専門職	3前	1				○		2	1				オムニバス	
	臨床歯科医学	小児歯科学	2前	1				○								兼1
		歯科矯正学	2前	1				○								兼1
		歯科保存学	2前	2				○		1						
		口腔外科学	2前	2				○		1						
		障害者歯科学	2後	1				○								兼1
		成人・高齢者歯科学	2後	1				○		1	2					オムニバス
		臨床検査学・歯科麻酔学	3前	1				○								兼2 オムニバス
		救急蘇生学	2前	1				○								兼1
		医療安全管理学	2前	1				○		1						
	臨床口腔保健応用医学演習	4前	1				○		3	1	1				オムニバス	
専門科目	歯科予防処置	歯科予防処置論	2前	2				○		1						
		歯科予防処置実習Ⅰ	2前	2					○	1	1	1	1			
		歯科予防処置実習Ⅱ	2後	2						○	1		1			
		歯科予防処置実習Ⅲ	3前	2						○	1	1	1	1		
		口腔保健特論演習Ⅰ	4後	2						○	1		1			オムニバス
専門科目		歯科保健指導論	2前	2				○		1	1					オムニバス
		歯科保健指導実習Ⅰ	2前	1						○	1	1				

歯科保健指導論	歯科保健指導実習Ⅱ	2後	1				○	1	2								
	歯科保健指導実習Ⅲ	2後	1				○	1	2								
	歯科保健指導実習Ⅳ	3前	2				○	1	1								
	口腔機能管理実習	3前	1				○	1	1	1							
	食生活指導演習	2後	1			○		1	2	1							
	摂食嚥下障害学	2前	1			○		1	1					兼1	オムニバス		
	口腔保健特論演習Ⅱ	4後	2				○	1	2						オムニバス		
歯科診療補助論	歯科診療補助実習Ⅰ	2前	2				○	1	1	1							
	歯科診療補助実習Ⅱ	2後	2				○	1	2	1							
	歯科診療補助実習Ⅲ	3前	2				○	1	2	1							
	医療コミュニケーション	3前	1			○		1	1	1					オムニバス		
	医療・保健・福祉における連携	3前	1			○		1	1	1					オムニバス		
	口腔保健特論演習Ⅲ	4後	2				○	2	2						オムニバス		
臨地実習	歯科衛生士臨地実習Ⅰ	3後	9				○	1									
	歯科衛生士臨地実習Ⅱ	4前	9				○	1									
	歯科衛生士臨地実習Ⅲ	4後	2				○	1									
小計(34科目)			-	65	0	0	15	5	14	4	2	3	1	0	兼6		
選択必修科目	基礎看護学	2前	1			○									兼1		
	口腔保健学研究論	2後	1			○		5	2	1					オムニバス		
	口腔保健学研究演習Ⅰ	3前	1				○	5	2	1							
	口腔保健学研究演習Ⅱ	3後	1				○	5	2	1							
	科学英語演習Ⅰ	2前	1				○	1	1						オムニバス		
	科学英語演習Ⅱ	2後	1				○	1	1						オムニバス		
小計(6科目)			-	6	0	0	2	4	0	5	2	1	0	0	兼1		
合計(46科目)			-	78	0	0	21	11	14	5	2	3	1	0	兼10		
学位又は称号		学士 (口腔保健学)		学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)									
卒業要件及び履修方法							授業期間等										
必修科目109単位、学部共通科目の選択科目から15単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限:48単位(年間))							1学年の学期区分			2学期							
							1学期の授業期間			15週							
							1時限の授業時間			90分							

授業科目の概要			
(保健医療学部口腔保健学科)			
科目	授業科目の名称	講義等の内容	備考
人文	哲学	<p>「自明の再考」(あたりまえのことをみなおすこと)「日常の再考」(ふつうのことをみなおすこと)を契機に、社会における日常生活にて直面するさまざまな問題について、自らの考えを整理する。すなわち、「私は、……と考える。」そして、「その理由」も明らかにする。具体的には、社会におけるあるいは日常における、さまざまな問題課題をひとつひとつ丁寧に取り上げ、学生諸氏とともに考えていく。</p> <p>この授業をとおして、単なる哲学史を学ぶのではなく、自ら問題意識をもち、その本質を探究することができる能力を身に付ける。</p>	
	東洋の歴史	<p>我が国の成立には、古代中国、朝鮮からもたらされた思想が色濃く影響している。</p> <p>古代中国、朝鮮および日本における思想の流れを、歴史的背景や各国の関係などにも注目しながら概説する。仏教、儒教および諸氏の思想を中心にその特色や発展、日本への影響について学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、さまざまな思想にふれることにより、多面的なものの見方、考え方を尊重し、柔軟にとらえる態度を身に付けると共に、それらを自らの意見に組み込む能力の素養を身に付ける。</p>	
	文化人類学	<p>文化人類学の知的伝統に親しむことで、「自分の属する社会の中で当たり前とされている様々な考え方」を、少し距離を置いて見つめなおす。具体的には多様な文化の存在を知り、多様な文化を「偏りなく理解する理論・方法論」を概観することで、それらを尊重する態度を養う。</p> <p>この授業をとおして、様々な情報を吟味し、適切に解釈する方法を考える能力を身に付け、多様な環境に対応して存在する様々な価値観に対する理解を深めていく。なお、「医療」に関する知見を多く採用し、講義を展開する。</p>	
	日本国憲法	<p>法治国家である我が国にとって、日本国憲法は国の基本的なあり方を定めるきわめて重要な法律である。憲法は国の組織に形と権限を与える(統治機構)とともに、権力による個人の権利の侵害を防止し(人権保障)、すべての人にとって住みよい社会を実現することを究極の目標としている。</p> <p>この授業をとおして、日本国憲法の基本的構造や特徴および考え方について、基本的知識を修得することを目指す。</p>	

社会と法	<p>私たちの市民生活は様々な法規範に基づいて営まれているが、トラブルに遭遇しない限り、「法の下での生活」という実感はないのが普通である。身近な生活の中で関わりのある家族生活に必要な法をはじめとして、社会人として必要な様々な場面での法、医療職として必要な法について取り上げ、法令等をおして社会への理解を深める。併せて遵法意識と倫理感を養う。</p> <p>この授業をとおして、責任ある市民として、また自分自身の生活を守るために必要な法の基本的知識を修得する。</p>	
医療経営学	<p>「災禍における生活様式の変化」「ICTの日進月歩」が大きく注目されているなかで、医療人としてどういったポジションで患者と向き合い、サービスを提供して、利益を追求するのか。</p> <p>医療の倫理・体制に準ずることの「義務・責任」とマーケティングにおける利益追求の「自由」は表裏一体である。だからこそ医療に関する法的な知識とマーケティングの仕組みを当該科目にて学ぶ。</p> <p>到達目標を踏まえた上で「現時点におけるマーケティング思考」を記録して、卒業後の活動時に応用できることを意義としている。</p> <p>この授業をとおして、既存の経営学をベースに、医療機関における経営の知識を修得する。</p>	
統計学	<p>代表値や相関と回帰を学ぶことで医学データのまとめ方や確率の基礎・分散分析などを理解する。データと標本調査について学修し、統計学的推定と検定、割合・率・比・リスクについて学んだあと、リスク比、オッズ比、オッズ差の信頼区間へと学修を進める。相関関係と因果関係について学んだあと検定・推定と標本数の関係を理解することで、研究の妥当性、コントロールの必要性、治療の効果、疫学研究から因果関係を調べるための考え方を身に付ける。</p> <p>この授業をとおして、統計学を用いた研究の素養を身に付けるための基本的能力を養う。</p>	
数学	<p>解析学を中心として、医療の理解するために必要な数学の基礎的な能力を身につけることを目標に、講義ではあるが、基礎的内容の繰り返し演習を行う。まず、重要な関数の性質、曲線の形状、演算規則等を述べる。次に微分学を述べる。微分係数が曲線の接線の傾きで定義され、それを関数にしたものとしての導関数の概念を述べる。また、複雑な関数を微分するためのテクニックも合わせて講義する。積分学では、微分の逆演算としての不定積分を述べ、複雑な積分計算法を講義する。リーマン和として定積分の概念を導入し、定積分の計算および面積計算等を行っていく。</p> <p>この授業をとおして、医療の分野で必要な解析学を中心とした数学の基礎的な能力の獲得を目指す。</p>	

自然

<p>物理学</p>	<p>医療専門職を目指す学生が最も必要とする力学を中心として授業を行う。物体の位置、速度、加速度の概念、力、質量の概念、重力、物体運動の概念、仕事、エネルギーの概念等を数学的、視覚的に講義していく。すべての物理学上の精密な物理学の概念を理解するには、数学の知識が必須であることから、種々の物理学的な事柄において現れる数学についても解説する。</p> <p>この授業をとおして、ベクトル演算による、種々の物理量(速度、加速度、力等)の分解・合成、重力場における物体の運動の理解、力のする仕事、物体の力学的エネルギー、質点の力や剛体の力のモーメントと力のつり合いの問題等、医療専門職として求められる物理学の基礎的能力の獲得を目指す。</p>	
<p>化学</p>	<p>化学は、物質の理解と創造を可能にする学問であり、私たちの生活に密接に結びついている。今後も、あらゆる自然科学の分野の基礎として重要性を増すと考えられ、最先端の技術を支えていく。医療専門職を目指す学生にとっても化学を学ぶ意義は大きく、本講義では、化学理論、無機化学、有機化合物、高分子化合物について学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、化学反応式を用いた量的計算をはじめ、化学的性質反応を説明できる知識を身に付けると共に、化学的な自然観を養う。</p>	
<p>生物学</p>	<p>先ず、生物学に限らず学問を学ぶ(進めると言うが)に当たり、先人の経験に触れ、その上で生物学を学ぶ上で必要な基礎知識でもある生命を支える分子について学ぶ。それらの知識を基にして、生物の基本単位でもある細胞の構造とエネルギー代謝について考察していく。次に生物特有の自己複製機能と遺伝子の関係を理解し、それを基に細胞の増殖メカニズムを学び、その過程で起こり得る遺伝子の組み換えが原因となる病気について考えてみる。さらに遺伝子組み換えを応用した生物工学の現状とその在り方について学生諸子の考えを聞きたい。</p> <p>この授業をとおして、生命活動が化学反応を伴っていることを理解し、「生命とは何か」という問いに対し、各自が答えが出せるようになることを目指す。</p>	、
<p>英語 I</p>	<p>医学を学ぶ学生にとって、学修、研究のみならず、実際の仕事において、英語力の必要性はますます高まってきている。本科目では、中学、高校と学んできた英語を復習しながら、多くの英文にふれることにより、まずは読解力を養っていく。同時に、語彙力も養う。また、さらにリスニング力の増強を図る。演習を中心に授業を進める。学生諸君には、毎回の出席と積極的な授業参加、および自宅学修を求める。</p> <p>この授業をとおして、基本的な英語表現と単語を復習し、英語の文章の読解と文法の重要事項について総復習をし、文構造を説明できるようになることを目指す。</p>	

英語Ⅱ	<p>英語Ⅰの内容を基礎として、将来の研究、社会での活動のために英語を必要とする場合に備え、医療分野を含む多分野に応用展開できる英語力の養成を目指す。</p> <p>次の方法によって現行の英語力を「社会に通用する英語力」に一歩でも近づける。</p> <p>(1) 社会においていかなるレベルの英語力が求められているかを理解する。</p> <p>(2) 社会の標準テストであるTOEICの問題を通じて読解力を向上させる。</p> <p>(3) 時事英語の読解力およびリスニング力を向上させる。</p> <p>この授業をとおして、本学の理念である「国際社会に伍して恥じぬ恒心」を養い、ディプロマポリシーが示す「社会の要請に応えうる知識と技術」の修得に繋げたい。</p>	
英語Ⅲ	<p>高度の読解力こそが多面的なコミュニケーション力の土台であるとの基本理解に立ち、次の目標への到達を狙う。</p> <p>① 幅広い内容(政治、経済、文化)について英文で理解できる。</p> <p>② 高度な複雑な英文表現を読解できる。</p> <p>③ 論理的な英語表現ができる。(スピーチ、論文等)</p> <p>授業は「読解演習」と「表現演習」で構成し、読解に幾分かウエイトがかかる。</p> <p>教材には、政治、経済、文化の関連の論文、雑誌記事、ニュース音声などを使用する。</p> <p>この授業をとおして、本学の理念である「国際社会に伍して恥じぬ恒心」を養い、ディプロマポリシーが示す「社会の要請に応えうる知識と技術」の修得に繋げたい。</p>	
英会話	<p>コミュニケーションをその場しのぎの会話ではなく、相手の信頼を得ながら目的をかなえるための関係形成と捉え、英語によるコミュニケーション力養成を眼目とする。課題演習と教科書を使いながら使用頻度が高い表現を学ぶ「表現演習」の二つで構成する。会話にとどまらず、メールコミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッションの演習を含む。</p> <p>この授業をとおして、以下の修得を目指す。</p> <p>① フォーマルな英語によるコミュニケーションができる。</p> <p>② 時事テーマなど幅広い話題について英語によるコミュニケーションができる。</p> <p>③ 授業終了後も独習によって英語コミュニケーション力を向上できる。</p>	



情報処理	情報処理演習 I	<p>現在のような高度情報社会では、さまざまな道具や機器がコンピュータで制御されている。それらはビジネスだけでなく医療現場においても日々進歩している。医療機器や電子カルテなどさまざまな器具の使用において、情報処理の基本的な知識と活用力を身につけておくことは不可欠である。</p> <p>この授業をとおして、既成のアプリケーションの扱っただけではなく、見慣れている文字画面や画像表示のしくみをはじめとして、簡単なプログラミングの学修とそれを使った制御学修などを行う。</p>	
	情報処理演習 II	<p>この授業では、コンピューターの利用者にとって不可欠の知識であるコンピューター概論(ハード、ソフト、ネットワーク等)の講義を行い、コンピューターリテラシーに関して学生のスキルを一定の水準に引き上げることを目的とする。</p> <p>この授業をとおして、前期での簡単なプログラミングの学修をもとに、さらに複数のプログラム言語を組み合わせることにより、1つのWebアプリケーション(お店の予約サイト)を作成することで、Webアプリケーションの仕組みを理解するとともに、データの分析や予測の方法を体験する。</p>	
	健康と体力づくり	<p>健康の維持増進のために、運動、食事および休養(睡眠)が重要な要因であることは周知の事実である。現代社会では、食生活が豊かで運動不足の状態にあり、さらに睡眠時間の短縮や睡眠時刻のずれなど健康維持の基本が不均衡の状態にある。この状態は若い時代からすでに始まり若年性の肥満や高血圧などの生活習慣病の発現が早まっている。</p> <p>そこで本講義では、体力や健康を維持し活動的な毎日が送れるように、積極的な体力づくりとして行動体力づくりや防衛体力づくりの理論について講義する。</p> <p>この授業をとおして、健康や体力の概念について理解し、具体的な体力づくりの方法に関する知識の獲得を目指す。</p>	
	スポーツトレーニング論	<p>本講義では、スポーツ・運動に関連する生理学を基礎として、アスリートのみならず中高齢者、慢性疾患等に対するトレーニング論の知識を修得する。年齢、老化、運動不足、生活習慣病等の関連も考慮しながら広く身体運動機能の維持・発達のための理論を学ぶと共に、選手の立場や、指導者の責任についても学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、トレーニングの意義や方法を学ぶと共に、指導者の役割、責任についても理解し、指導者としての素養を身に付けることを目指す。</p>	



<p>バイオメカニクス</p>	<p>バイオメカニクスとは、「人の動きがどうなっているのか」「どんな筋力や外力が働いているのか」「どうしたら上手くできるようになるのか」を解剖学、生理学、力学、運動学等の基礎科学を用いて明らかにしようとする学問である。本講義では、臨床での運動指導においてとくに重要となる運動学の理解を深めるため、解剖学・生理学・力学の基礎を踏まえながら解説する。具体的には、身体の各部分におけるバイオメカニクスを動作や運動に応用していくことで、普段無意識に行っている運動や動作について意識し、理解することを目的とする。</p> <p>この授業をとおして、講師の理学療法業務の経験を活かし、解剖学・生理学・力学の基礎を踏まえながら、運動学の理解を深めるために解説する。</p>	
<p>体育実技Ⅰ</p>	<p>「生涯に亘ってスポーツ(身体運動文化)を主体的に享受できる」ことを目指して、その普遍的価値である「楽しさ」「運動の爽快感」を引き出したり強めることのできる能力を培うことを目標とする。具体的には、ニュースポーツなどのレクリエーション色の強いスポーツをプレイする。</p> <p>この授業をとおして、競技の基本的な技術やルールを修得し、他人とコミュニケーションを取り、協調しながら行動し、なおかつ仲間とその楽しさを共有できる実践力を身に付ける。</p>	
<p>体育実技Ⅱ</p>	<p>生涯に亘ってスポーツ(身体運動文化)を主体的に享受し続けることができるように、日常的なスポーツの実施による体力(行動体力・防衛体力)への将来的な影響を予測し、いつまでも運動を楽しみながら実施できるようになるとともに、その方法を修得する。具体的には、比較的運動強度が低い体操や競技を行い、自身が無理なく継続できる競技等を行う。</p> <p>この授業をとおして、スポーツのプレーや実践を通じて、他者と協調する精神を養い、基礎体力の保持・向上に努め、生涯スポーツへの関心を深め、自ら実践するための基礎を養う。</p>	
<p>コミュニケーション演習</p>	<p>人間関係を良好にするための概論を学びながら、医療従事者として必要なコミュニケーションスキルを学修することは必要不可欠である。本演習では初対面の人に対しても、対象者の発信する意図を理解しつつ、自らの意思を正しく伝達できる能力を身に付け、臨床現場で必須とされる人間関係の構築の意義についても学ぶ。実際の演習では、コミュニケーションのハウツーの教授ではなく、朗読、音楽、グループワーク、ロールプレイなどを導入し、コミュニケーションをとることの本質的な意味を体験学修する。</p> <p>この授業をとおして、将来の多様な社会事情や患者層の暮らす地域生活に密着して活躍できる医療従事者として必要な実践的なコミュニケーション能力の獲得を目指す。</p>	

臨床心理学	<p>人間発達学の基礎を、身体面・認知面・対人関係・社会面などについて学修し理解する。授業では、人間の心理・社会的な発達を、発達心理学、臨床心理学、関係発達論などの学問領域の概説における、心理学基礎論、心理療法、心理アセスメント、精神分析、精神医学、身体発達と老化、認知・関係性の発達、パーソナリティの形成、ライフサイクルにおける心理的問題などについて、事例・症例をあげ、心理学全体の基本的な知見について理解を深める。</p> <p>この授業をとおして、心理学の学問領域を概観し、心理学の基礎的知識を獲得することを目指す。</p>	
マーケティング論	<p>「災禍における生活様式の変化」「ICTの日進月歩」が大きく注目されているなかで、歯科衛生士はどういったポジションで患者と向き合い、サービスを提供して、利益を追求するのか。医療の倫理・体制に準ずることの「義務・責任」とマーケティングにおける利益追求の「自由」は表裏一体である。だからこそ医療に関する法的な知識とマーケティングの仕組みを当該科目にて学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、到達目標を踏まえた上で「現時点におけるマーケティング思考」を記録して、卒業後の活動時に応用できることを意義としている。</p>	
医療倫理	<p>今日の医療における倫理は、多岐にわたっており、すべてを網羅し学ぶことはできないが、医療保険と医療提供体制をはじめとした国民皆保険の持つ意味の説明、また、団塊の世代が高齢化するにつれて発生している医療費高騰と病床再編、包括支払い方式等による医療費削減対策の現状が及ぼす患者家族への倫理的な側面の他、将来、医療従事者としての患者・家族に接することを想定して、人間の尊厳を基調として倫理的側面（インフォームドコンセント、医療事故、安楽死等）について、過去の事例から専門的で正確な知識を学び取る。</p> <p>この授業をとおして、学生は医療人としての倫理観を養う。</p>	
少子高齢化と社会	<p>社会の基本構成単位である家族という集団を、人類の共生社会構築の歴史から遡りつつ、更に日本国家誕生からの形成過程の中での家族の形態を俯瞰する。他方、現在の日本における過去100年の間に起こった社会情勢や人口動態の変動を、各種の統計データから読み解き、現代の社会と家族の多様なあり方と変化を確かめながら、今後100年の未来に向けて起こりつつある我が国特有の社会情勢と家族のあり方の推移を推論できることを目標に、将来の医療人を目指す者として、それらの推移にどう対応していくかについて、毎回の授業内ディスカッションと自宅学修によるレポート作成を用いて学生間で議論し合う。</p> <p>この授業をとおして、学生は社会情勢や人口動態の変動を医療人としての基礎知識として学ぶ。</p>	

	基礎ゼミナール	<p>大学で学ぶための基礎および学修内容について、課題の理解、調査、レポート作成、文献検索などをおして、大学で学ぶための学修方法や知識を学ぶ。それと同時に、総合的に自分の考えをまとめ、伝える能力を培う。そして、国際および情報社会に対応できる基本的な能力について、自己評価し、自分に必要なことを踏まえて、様々な問題や課題を自ら発見し、発展させられる能力を身に付ける。</p> <p>この授業をとおして、科学的・論理的思考を育てて主体的な判断、行動する能力を培う。</p>	
	全身解剖学	<p>解剖学は、人体の構造を理解することが目的であり、歯科医療を学ぶ上で基礎となる科目である。この授業では、主に全身の骨格系と筋系（これらをあわせて運動器系と言う）の構造について学ぶ。また、解剖学は生理学と合わせて人体の構造と機能を一体として理解することが求められることから、単に用語を覚えるのではなく、人体全体の構造を把握が出来る能力を養う。</p> <p>この授業をとおして、人体の正常な構造（主に運動器系）について基礎的な知識を身に付ける。</p>	
人体の構造と機能	栄養代謝学・生化学	<p>この授業では、人体の活動を維持している化学反応の推進である代謝について学ぶとともに、食事介助や変更が必要な方の食生活や栄養状態をアセスメントし、適切な対応をするために必要な栄養学の基本知識について修得する。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(33. 加藤幸夫／4回) 代謝の過程と、人体を構成する高分子の構造および機能についての基本的な知識の獲得を目指す。また、生化学の基礎となる細胞と生体高分子の構造、性質について学ぶ。 この授業をとおして、人体における巧妙な代謝機能についての基礎的な知識の修得を目指す。</p> <p>(32. 爲房恭子／4回) 5大栄養素の体内における役割と栄養学的意義、日本人の食事摂取基準の考え方と利用方法、栄養アセスメントの意義と方法、健康生活を支える栄養の意義と望ましい食生活、疾病回復のための食事療法についての根拠と方法、疾病予防・健康増進のための食事指導および食育の留意点と方法を学ぶ。 この授業をとおして、対象者の健康支援・疾病の回復に寄与する栄養学の基礎的な知識を身に付ける。</p>	オムニバス

	組織学・発生学演習	<p>「組織学」は人体を構成している器官に存在している細胞や組織の構造を、「発生学」はその発生過程を学ぶものである。歯科衛生士の主な診療対象は歯牙および口腔内の諸器官なので、本授業では、歯牙および口腔内の諸器官の「組織学」と「発生学」を主に扱う。授業は、教科書を使った講義と、写真画像の観察とスケッチをする演習とを組み合わせで行う。</p> <p>この授業の講義と演習をとおして、歯科衛生士の診療対象となっている正常な歯牙および口腔内の諸器官の「組織学」と「発生学」について、深い知識を身に付ける。</p>	
	口腔解剖学	<p>「口腔解剖学」では、歯科医療の治療における主な対象である歯および口腔内の諸器官の、正常な肉眼的形態を学ぶ。このうち、歯牙のみを対象とするものを「歯牙解剖学」とも呼ぶ。歯および口腔内の諸器官は、摂食を行う場所なので生命の維持に極めて重要であり、嚥下、呼吸、会話、審美性などにも重要である。特に、超高齢社会を迎え、これらの機能が一生にわたって正常に維持されることが社会から期待されているので、この部位の働き、病変などの理解にも必要な、「口腔解剖学」の深い知識が求められている。</p> <p>この授業をとおして、歯科衛生士の診療対象となっている歯牙および口腔内の諸器官の正常な肉眼的形態について深い知識を身に付ける。</p>	
歯・口腔の機能と構造	口腔基礎科学演習	<p>本演習では、「解剖学」「口腔解剖学」「生理学・口腔生理学」の講義で修得した身体の構造と機能を一体とした理解と、歯および口腔内の諸器官、生体の全身の機能とその動作原理の知識をより深いものにするための演習を行う。頭蓋骨模型の観察とスケッチ、歯牙模型の観察とスケッチ、測定機器を使って学生自身の体から記録する生理学測定を行う。</p> <p>この演習をとおして、生体の構造と機能をより身近なものとして捉え、深い知識を身に付ける。</p>	
	生理学・口腔生理学	<p>生理学は、生体の全身の機能とその動作原理を明らかにする学問である。生命の基礎であるホメオスタシス(恒常性の維持)が破綻した状態が病気であることから、ホメオスタシスの理解は全ての医療人に必要である。口腔生理学は、口腔・顎・顔面領域の諸器官の生理学である。生命維持に必要な口腔には、味覚や歯痛などの鋭敏な感覚が生じ、咀嚼、嚥下、構音運動などが複雑精緻に営まれている。唾液も分泌されている。これらの機能とその動作原理の理解は、歯科医療人には極めて重要である。</p> <p>この授業をとおして、歯科衛生士に必要な、口腔・顎・顔面領域を含む全身のホメオスタシスの機構の理解を目指す。</p>	

疾病の成り立ち及び回復過程の促進 専門基礎科目	病理学・口腔病理学	<p>医療従事者(コ・メディカル)が身体で起きていることを異常な細胞や組織レベルで理解する。具体的には病気の原因の理解、変性や壊死、循環障害で出血や梗塞、細胞の異常増殖で腫瘍、生体防御反応、免疫反応について、実例のスライドを用いながら分かりやすく学修する。また、専門性を追求するのではなく、病状の基本的な捉え方、考え方が理解できるように、口腔保健に関係する内容となるように教授する。解剖学、生理学の知識を再確認しながら、正常な人体との違いについて学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、病理学の基礎的な知識を得ると共に、解剖学、生理学の知識を確認し、臨床へつながる知識の修得を目指す。</p>	
	薬理学・歯科薬理学	<p>医薬品の薬理作用についての知識は医療および関連する仕事に携わる者にとっては必要なものである。従って、薬物の最新の薬理作用とその作用機序、臨床応用、有害作用、薬物動態等について学修する。さらに、「薬物に対する生体の反応」についての基礎的知識を学修する。また、歯科診療で用いる薬物について概説した後に、今後臨床で重要となる最新の薬理情報を提示する。</p> <p>この授業をとおして、臨床薬学の基礎的な知識を身に付けると共に、その作用およびリスク等の生体の反応についての知識の修得を目指す。</p>	
	微生物学・免疫学	<p>感染症は人類において解決すべき大きな問題である。感染症を引き起こす細菌、ウイルス、プリオン等、さらには、感染に対する宿主の防御反応である免疫などについて学ぶ。特に細菌と宿主との関係では、細菌因子はマイクロバイオータ(細菌の集合体:細菌叢)として考えるようになってきている。しかし、本講義では、まず基本的な知識として、様々な微生物全体(総論)および各微生物の性質(各論)を教授する。さらに、歯科衛生士にとって最も関係する齲蝕、歯周病といった口腔疾患の多くは感染症であること、原因となる細菌の病原性、それぞれの疾患の発症メカニズムなどについても詳細に解説する。</p> <p>この授業をとおして、医療の臨床において必要となる微生物に関する基礎知識の修得を目指す。</p>	
	臨床医学	<p>臨床医学は、すべての診療科に適切な医療面接法、診察法、主な症状、検査法と治療法についての基本な医療知識である。医療人として十分な理解と技能の修得が必要である。適応・禁忌についても臨床医学を学ぶことにより、十分な知識を得る、医師との適切な連携に際しても期待される。</p> <p>関連科目は解剖学・生理学・病理学などである。</p> <p>この授業をとおして、全身の健康状態や疾患に対応できる口腔保健医療を提供するために必要な基本的医科学知識として、臨床に即した医学的基礎知識を身に付ける。</p>	



歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の	口腔衛生学	<p>口腔保健と健康、口腔保健の維持・向上について総論的に学んだ後に、口腔衛生全般に関する基本的な考え方やそれに必要な基礎知識、実行しやすく効果が得られやすい口腔清掃方法、および齲蝕・歯周病・不正咬合・口臭等、口腔領域で高頻度に現れる疾患の成り立ちとその効果的な予防方法等について学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、予防処置、歯科保健指導という歯科衛生士の主たる業務を的確に実践するにあたり、根幹となる考え、知識を修得する。</p>	
	地域歯科保健	<p>地域保健活動の考え方の変遷と現況について、地域保健活動のすすめ方および地域保健活動を担う組織の仕組みを学ぶ。そして、妊産婦と乳幼児の母子歯科保健活動、学校における保健教育および歯科保健活動、産業における保健活動および歯科保健活動、成人・高齢者・要介護者・障害者を対象とした保健活動および歯科保健活動、災害時の歯科保健活動、国際歯科保健活動について学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、地域歯科保健の背景と仕組み、ライフステージ別の歯科保健活動について理解する。</p>	
	歯科統計学・疫学演習	<p>疫学の目的や方法について総論的に学んだ後に、統計の応用方法を理解する。臨床の場で常に問題を発見できる能力、その解決策を探るための医療情報の入手方法とそれを客観的に批判できる能力、データを処理する能力、そして周囲へ情報を発信する能力を養う。また、歯科疾患の疫学調査、国家保健統計調査の概要を理解する。</p> <p>この授業をとおして、EBM(根拠に基づく医療)を実践するための基本的な考えと活用法を修得する。また、日本が直面する保健・医療・福祉の諸問題を考える題材にふれ、大局観的に医療を考える習慣を醸成する。</p>	
	衛生行政	<p>歯科衛生士に必要となる歯科衛生士法、歯科医師法、歯科技工士法、歯科口腔保健の推進に関する法律、医療法に加え、他の医療職種の法律および医療職種以外の法律として、薬事、保健衛生、予防衛生の領域の法制度について学ぶ。また、歯科衛生士が業務として行う歯科医療が医療保険制度に従って提供されていることから、医療保険を含む社会保障制度および社会保険の概要を学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、歯科衛生士として望まれる知識・技能・態度の学修の背景に関係する法律や制度があることを理解する。</p>	

仕 組 み	衛生学・公衆衛生学	<p>健康の概念、ヘルスプロモーション、プライマリ・ヘルス・ケア、予防医学の概念、国民健康づくり運動などについて総論的に学んだ後に、衛生行政の仕組み、保健医療制度、国際保健、人口問題、環境と健康、感染症、食品と健康等に関する課題について学修する。</p> <p>この授業をとおして、健康の維持、病気の発症が、単に個人の内部に潜む問題だけで決まるのではなく、それをとりまく環境要因に大きく左右されることを理解する。同時に、医療の在り方そのものが、社会と密接に関係していることを理解し、将来の職場で応用できる能力を修得する。</p>	
	社会福祉学	<p>社会保障について総論的に学んだ後に、わが国における社会福祉の歴史、諸国の社会福祉動向を踏まえ、福祉の概念、仕組み、サービスについて理解するとともに、社会福祉の必要性や今後の方向性・問題点についても考えていく。生活者のニーズを支援するための社会的資源と制度といった医療保険の実際について学修する。</p> <p>この授業をとおして、社会福祉の現状と問題点を学生自身または家族の問題として捉え、医療従事者として、また一個人としてどのようにしていったらよいかを考え、医療従事者としての役割や社会的期待を探り、専門性の確立に活かすことができる素養を身に付ける。</p>	
	医療情報処理演習	<p>多くの医療機関ではコンピュータやネットワークを使った情報システムが動いており、情報処理技術は医療現場に広く浸透している。授業では、身近な例を使って医療情報の保護と共有について知り、病歴などの要配慮個人情報収集し、分析し、再配分する技術とその背景を学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、医療情報の真正性・保存性・見読性の確保について自ら考え、病院や診療所などで地域医療連携を視野に入れて活躍できる能力を身に付ける。</p>	

歯科衛生士概論	口腔保健と専門職	<p>口腔保健の維持・向上に多くの専門職が関わっている。各専門職がどのような働きをしているかを理解することにより、歯科衛生士の国家資格を有した専門職が、どのような働きをすべきかについて学修する。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(1.杉山 勝／3回) 臨床現場において、医師、看護師、歯科医師が、口腔保健の維持・向上に、どのような貢献をしているかについて学ぶ。また、医療関連企業や研究施設における専門職の口腔保健への貢献について学ぶ。</p> <p>(2.埴岡 隆／2回) 臨床現場において、歯科医師、歯科衛生士が、口腔保健の維持・向上に、どのような貢献をしているかについて学ぶ。また、衛生行政機関における専門職の口腔保健への貢献について学ぶ。</p> <p>(7.村井 朋代／3回) 臨床現場において、歯科医師、歯科衛生士が、口腔保健の維持・向上に、どのような貢献をしているかについて学ぶ。また、学校保健や地域保健において、各専門職が口腔保健の維持・向上に、どのような貢献をしているかについて学ぶ。</p>	オムニバス
	歯科衛生士概論	<p>歯科衛生士の誕生から今日に至るまでの歴史と、日本における歯科衛生士関連法規について学ぶ。また、臨床における歯科衛生士業務とその基礎となる知識を修得できる授業科目について知る。専門職として執務した場合の社会保障についても学修する。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(1.杉山 勝／4回) 歯科衛生士の歴史と歯科衛生士業務の法的根拠、および、歯科衛生士として勤務した場合の社会保障について学ぶ。</p> <p>(6.野上有紀子／4回) 臨床における歯科衛生士業務とその基礎となる知識を修得できる授業科目について学ぶ。</p>	オムニバス



	<p>歯科臨床概論</p>	<p>歯科医師および歯科衛生士が臨床で求められる知識・技能・態度について学ぶことにより、歯科診療と歯科衛生士の全体像をつかみ、今後他の専門科目を学ぶ上での礎にする。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(1.杉山勝／2回) 歯科診療の流れについて総論的に学ぶ。また、口腔外科および歯科放射線科における診療で、歯科医師および歯科衛生士が求められる知識・技能・態度について学ぶ。</p> <p>(4.森田学／2回) 予防歯科および小児歯科診療において、歯科医師および歯科衛生士が求められる知識・技能・態度について学ぶ。</p> <p>(5.荒川真一／2回) 保存修復、歯周治療、歯内療法において、歯科医師および歯科衛生士が求められる知識・技能・態度について学ぶ。</p> <p>(8.森田章子／2回) 補綴科および矯正歯科において、歯科医師および歯科衛生士が求められる知識・技能・態度について学ぶ。</p>	<p>オムニバス</p>
	<p>小児歯科学</p>	<p>小児歯科学では、小児の成長発育と、小児の情緒と社会性の発達および対応法を理解するとともに、小児の歯科疾患とその特徴、小児に特化した治療法や歯科的管理方法を学ぶ。小児期においては、成人・高齢者における全身および口腔の健康を見据え、健全な口腔機能と歯科的健康管理が求められる。そのためにも、健全な発育を阻害する要因を排除できる視点が非常に重要となる。</p> <p>この授業をとおして、小児の全身的な成長発育、顎口腔機能の形態的・機能的発達、成長発育に影響する疾患や異常について修得する。</p>	
	<p>歯科矯正学</p>	<p>この授業では、「全身解剖学」「口腔解剖学」で学んだ頭蓋・顎顔面領域および口腔の成長発育をもとに、不正咬合の病態把握と臨床的対応法を理解する。また、矯正治療に必要な検査法および基本的な計測・分析方法を学ぶとともに、矯正治療における諸方法に応じた矯正装置と使用器具を学修する。</p> <p>この授業をとおして、小児ならびに成人の不正咬合の病態と、関連する口腔機能の諸問題について理解する。また諸問題に応じた治療法および、選択される装置について修得する。</p>	

<p>歯科補綴学</p>	<p>歯科衛生士が口腔管理や歯科診療補助の業務を行っていく上で、歯の欠損補綴の専門的な知識・技術に関する理解は必要不可欠となる。歯科補綴学では、歯の欠損に対する補綴の意義や、欠損部位に対する補綴の種類ならびに適応症について学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、歯科補綴の治療過程を理解し、基本的な設計原理、印象時に必要な解剖学的指標を学修する。また補綴装置の作成に必要な材料や特性、歯科補綴装置の管理方法についても修得する。</p>	
<p>歯科保存学</p>	<p>歯の硬組織・歯髄および歯周組織の疾患の病態と治療方法についての知識とともに、その基本的な診断と治療方法について学ぶ。具体的には、コンポジットレジン修復、メタルインレー修復、さらに審美的間接法修復；歯髄除去療法、感染根管治療、根管充填法、外科的歯内治療；歯周基本治療、歯周組織再生療法を含む外科的歯周治療、メンテナンス等の目的、器具、器材、前準備、ならびに術後管理についても学修する。</p> <p>この授業をとおして、保存系歯科医学の内容、保存系歯科医療におけるチームアプローチを実践するために必要な知識を修得する。</p>	
<p>口腔外科学</p>	<p>口腔・顎顔面領域に生じる疾患(嚢胞、良性および悪性腫瘍、神経系疾患、口腔粘膜疾患、唾液腺疾患、血液疾患、外傷、先天異常等)の病態と治療法について学ぶ。歯科衛生士として、歯科診療時に必要な患者の全身状態評価法に関する基礎的な知識を修得するとともに、口腔外科における診療補助法についても学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、口腔・顎顔面疾患に関する理解を深めるとともに、診療時に適切な補助ができるように知識と技術を高める。</p>	
<p>歯科放射線学</p>	<p>放射線は歯科医学領域において、画像診断と放射線治療に用いられ、有効に利用されている。授業では、国家試験問題の内容をすべて網羅しながら、画像検査に関しては、歯や顎骨のエックス線検査、頭頸部領域のCT検査、全身領域のPET検査のほか、エックス線を使用しないMRI検査や超音波検査についても学ぶ。また、放射線治療に関しては、その成り立ちと治療法の利点と欠点を学ぶが、このために必要な放射線の生物学的特性も併せて学修する。さらに歯科診療補助として、口内法エックス線撮影およびパノラマエックス線撮影の診療補助の具体的方法ならびに画像診断について理解を深める。</p> <p>この授業をとおして、歯科放射線学の基礎と臨床に関する知識と技能を身に付ける。</p>	

障害者歯科学	<p>全身、口腔が健康であることは、多くの人々が求めるところであり、その手段の享受は誰もが有する権利である。身体的、知的、精神的な障害のある障害児・者の口腔保健や歯科治療において、特別な配慮や知識、技術を以ての対応が必要となる。</p> <p>この授業をとおして、障害児・者への口腔管理を主とした支援に必要な知識を修得することを目的とし、障害の概念、障害の種類、障害児・者の歯科治療における医療体制、安全管理について理解するとともに、歯科治療時の行動調整法や口腔管理方法を身に付ける。</p>	
成人・高齢者歯科学	<p>若年者に比較して、解決すべき問題が多い成人・高齢者歯科における課題とその解決法について学ぶ。加齢に伴う全身および顎顔面の機能・形態の変化、高齢者特有の疾患を学び、なかでも施設入所、在宅療養の高齢者・要介護高齢者の口腔ケア、口腔機能の管理方法、検査法ならびに摂食嚥下リハビリテーションを理解し、超高齢者社会において歯科衛生士に必要な口腔保健の知識を修得する。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(5.荒川真一／2回) 成人・高齢者歯科における課題とその解決法について学んだ後に、種々の状況(働き世代、要介護状態)における歯科治療および口腔健康管理法について学ぶ。</p> <p>(8.森田章子／3回) 高齢者診療および訪問診療における課題に注意を払い、各状況における治療法および管理法について学ぶ。</p> <p>(10.金子信子／3回) 成人・高齢者(特に、要介護高齢者)の歯科治療において歯科衛生士に必要な知識・技能・態度について学修する。</p>	オムニバス
臨床検査学・歯科麻酔学	<p>この授業では、歯科治療、口腔管理に必要な臨床検査と、歯科麻酔に関する知識について学ぶ。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(23. 岸野万伸/3回) 全身状態の把握と口腔疾患の把握に必要な検査法について学ぶ。</p> <p>(40. 旭 吉直/5回) 歯科麻酔学を学ぶ上で重要な生理学、薬理学に関する知識について復習した上で、局所麻酔と全身麻酔の基本について学ぶ。また、小児や障害者、高齢者への麻酔の特殊性についても学ぶ。</p>	オムニバス

<p>歯科材料学</p>	<p>この授業では、総論として歯科材料の所要性質、基本的性質について学んだ後に、各論として、①歯科衛生に関わる材料(歯面研磨剤、小窩裂溝填塞材、口腔清掃用具)、②印象材、③模型用材料、④合着材・接着剤、⑤成形修復材、⑥仮封材、⑦暫間修復材と仮着用セメント、⑧ワックス、⑨金属、⑩セラミックス、⑪その他の歯科材料について学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、歯科診療時に円滑な診療補助業務を行うために必要な知識を修得する。</p>	
<p>救急蘇生学</p>	<p>救急蘇生に関する基礎的知識を学ぶ。救急処置に必要な医学的知識の修得と一次救命処置が実施でき、AEDを使用できることを目標とし、歯科臨床の場のみではなく、一般社会に生活する者として、実際の緊急場面において必要となる、的確な判断方法や正確な処置方法の知識を修得し、一次救命処置の実施とAEDを使用できる技術を身に付ける。</p> <p>この授業をとおして、生体情報としてモニタリングの基礎を理解し、救急時に必要な対処法を身に付けるとともに、災害医療についても修得する。</p>	
<p>医療安全管理学</p>	<p>歯科診療における医療安全管理の重要性を学ぶ。HIV感染症をはじめとした主な感染予防対策の理解、医療事故の背景を理解した上での医療事故防止対策を理解するとともに、緊急時の対応法についても学ぶ。</p> <p>歯科医療の場における適切な感染防止対策、医療事故防止について学ぶ。医療関連の感染症の原因と対策、医療事故の発生要因と防止策、医療における情報の共有と分析の重要性について学ぶ。</p> <p>医療事故の発生要因と防止策および院内感染予防対策について、具体例を基に学ぶ。また、医療安全管理において、歯科衛生士の果たす役割についても学ぶ。</p>	

<p>臨床口腔保健応用医学演習</p>	<p>臨地実習で経験した実際の臨床における疑問点や最新の歯科医療に関する内容について学ぶ。また、臨地実習で不十分と感じた既習の知識や技術について再確認する。</p> <p>(オムニバス／全15回)</p> <p>(1.杉山 勝／2回) 口腔外科診療における疑問点と最新情報について学ぶ。</p> <p>(5.荒川真一／4回) 歯冠・歯周・根管治療における疑問点と最新情報について学ぶ。</p> <p>(2.埴岡 隆／1回) 予防歯科における疑問点と最新情報について学ぶ。</p> <p>(8.森田章子／4回) 補綴および矯正歯科治療における疑問点と最新情報について学ぶ。</p> <p>(7.村井朋代／4回) 臨地実習で学生が抱いた疑問を解決する。また、歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導に関する知識・技能・態度について再確認する。</p>	<p>オムニバス</p>
<p>歯科予防処置論</p>	<p>歯科予防処置には「歯の沈着物・付着物の除去」と「薬物塗布」がある。この業務を的確に遂行することで、歯科の二大疾患である「歯周病」と「齲蝕」は大幅に減少する。これらの疾患を予防し、口腔QOLの向上を通じて、健康な生活の基礎を築くことに歯科衛生士としてどのように関わっていくのか、歯科衛生士の存在意義にも考えをめぐらせながら、講義をとおして考察し、理解する。</p> <p>この授業をとおして、歯科衛生士の主たる業務の一つである歯科予防処置についての理論と実践を身に付ける。</p>	
<p>歯科予防処置実習 I</p>	<p>歯科予防処置論で修得した知識を基に、歯科用ミラー・歯科用ピンセット・エクスプローラー・プローブ等器具の使用法、およびシックルスケーラー、超音波スケーラー、エアースケーラーを使用した歯肉縁上歯石除去や、歯面研磨・PMTC、薬物塗布等の歯科予防処置の基本的な技術をマネキン実習・相互実習で修得する。また、使用後のシックルスケーラーのシャープニング方法を修得する。</p> <p>この授業をとおして、歯科予防処置業務に使用する器具・器材・薬剤の基本を身に付ける。</p>	

歯科予防処置論  専門科目	歯科予防処置実習Ⅱ	<p>この授業では、歯科予防処置実習Ⅰで修得した基礎知識をもとに、キュレットスケーラーを使用した歯石除去の技術をマネキン実習・相互実習をとおして修得する。また、使用後のキュレットスケーラーのシャープニング方法を修得する。齲蝕に対するリスク検査、齲蝕予防処置としてのフッ化物局所応用、小窩裂溝填塞の基礎知識、術式の種類と方法について学んだ後に実習を行う。</p> <p>この授業をとおして、これまでに修得してきた基本的な知識と技術を活用し、口腔健康管理を実践するための器具の取り扱い・メンテナンス等について複合的に修得する。</p>	
	歯科予防処置実習Ⅲ	<p>この授業では、臨床実習における学びを深めるために、スケーリングに関する知識・技術について復習するとともに、SRPの基本操作を修得する。また、症例(口腔沈着物多量患者、糖尿病患者、周術期患者、要介護患者)に応じた歯科予防処置・口腔健康管理について学ぶ。各症例において、歯科衛生過程に即して、口腔および全身疾患に関するアセスメント、歯科衛生診断、歯科衛生計画の立案、歯科衛生介入、歯科衛生評価を行う。</p> <p>この授業をとおして、歯・歯周組織のメンテナンスとSPTの重要性を理解した上での口腔健康管理法を身に付ける。</p>	
	口腔保健特論演習Ⅰ	<p>この授業では、卒業後に歯科衛生士業務を円滑に行うために、歯科予防処置の講義・実習で学修した口腔疾患予防に関する知識やインスツルメントの操作方法等の手技について復習する。また、歯科衛生士に求められる基本的な知識を整理し再確認するために、国家試験問題集を使用する。</p> <p>(オムニバス／全30回)</p> <p>(4.森田 学／15回) 歯科予防処置に関する知識を整理し、総合的な学修を行う。</p> <p>(11.名村夏海／15回) 歯科予防処置に関する技能に関する知識を整理し、総括を行う。</p>	オムニバス



<p>歯科保健指導論</p>	<p>歯科衛生士は、個人・集団に対して口腔の健康の意義を伝授し、健康な口腔に改善、保持・増進できるよう対象者個々の意識に働きかけ、生活行動の変容を促し、口腔ならびに全身の健康維持を支援する役割がある。</p> <p>この授業をとおして、歯科衛生士としての専門を全うできるよう、健康の定義ならびに健康な状態への改善および保持・増進の支援の方法を学び、各ライフステージの対象者に対し、時代のニーズに合った保健指導・健康教育が行えるよう知識と技術を修得する。</p> <p>(オムニバス／全15回)</p> <p>(2.埴岡 隆／8回) ヘルスプロモーションの考え方と健康行動理論、歯科衛生活動の対象の把握、活動領域、行動変容理論について学ぶ。</p> <p>(9.瀬戸口 祐子／7回) 歯科衛生過程の意義や歯科衛生ヒューマンニーズ、歯科衛生アセスメントについて学ぶ。</p>	<p>オムニバス</p>
<p>歯科保健指導実習 I</p>	<p>歯科保健指導対象者の状態を把握するために必要な情報収集法に関する知識・技術について学ぶ。具体的には、全身状態、歯・口腔状態、服薬、虐待、ストレスに関する情報収集法について学ぶ。さらに、生活習慣、生活環境、日常生活動作に関する情報収集法についても学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、歯科保健指導にかかわる情報収集法の知識・技術を修得するとともに、授業の最終段階では、模擬患者に医療面接を行うことにより、情報収集法について体験的に学ぶ。</p>	
<p>歯科保健指導実習 II</p>	<p>この授業では、口腔清掃指導法、清掃用具、歯磨剤、洗口剤、保湿剤等の選択といった知識について、また、齲蝕や歯周病のリスクに応じた口腔衛生指導法、ライフステージや患者の状態に応じた口腔衛生指導法についての技術を学ぶ。技術を提供するにあたり、どのようなリスク管理が必要なのかを考える力を身に付け、安全な技術提供法を修得する。</p> <p>この授業をとおして、基本的な口腔衛生管理を行う知識・技術について学ぶとともに、リスク管理や対象者に応じた口腔衛生指導に必要な知識・技術についても学ぶ。</p>	

<p>歯科保健指導実習Ⅲ</p>	<p>この授業では、対象者の生活習慣を把握した上で生活習慣指導および歯科保健指導に必要な知識・技術を学ぶ。さらに、対象者が有する疾患に応じたリスク管理を行えるように、病態把握法を学ぶ。具体的には、対象者のライフステージと年代の生活習慣の把握、全身的な疾患を有する場合の生活習慣の把握方法を学ぶ。さらに、把握した生活習慣から歯科保健指導をどのように提供するのかについては、他の医療従事職種の特徴を理解したうえで多職種の視点を持って多角的に学ぶ。 この授業をとおして、生活習慣指導および歯科保健指導に必要な知識・技術を身に付けるとともに、病態把握法について学ぶ。</p>	
<p>歯科保健指導実習Ⅳ</p>	<p>健康教育には個別指導と集団指導があり、それぞれに患者および健康教育の依頼者の要望が異なる。その要望にあった健康教育を提供するにあたり、対象者のニーズの把握、健康教育活動に必要な情報収集から計画を立案し、指導の実施までの一連の過程を学ぶ。特に集団指導にあたっては、乳幼児から高齢者までのライフステージを踏まえた指導内容になるよう、地域保健指導を実施している医師や保健師といった他の職種の役割を理解したうえで、乳幼児に対する健康教育を学ぶ。 この授業をとおして、健康教育の場で指導するために必要な知識、技術について学ぶ。</p>	
<p>口腔機能管理実習</p>	<p>口腔機能管理は歯科診療所内だけではなく、病院、施設、在宅医療といった「チーム医療」で求められてきている。そのため、「チーム医療」に関わる関連職種との連携について学ぶ。そのために必要な全身の機能評価および所見の取り方について、実習で学ぶ。 この授業をとおして、口腔機能管理として、口腔機能低下・口腔機能障害・嚥下障害を有する患者の機能向上および維持を目的とした、管理と指導に関する知識・技術を身に付ける。</p>	
<p>食生活指導演習</p>	<p>この授業では、①食品と歯科疾患の関連性、②ライフステージと口腔および嚥下機能・栄養に配慮した食品および食事形態の選択、③口腔および嚥下の機能低下・機能障害のある患者に対する栄養に配慮した食事形態の選択方法、④食事介助を実施する介護者への指導などを学ぶ。 この授業をとおして、まず基本的な各ライフステージに合った身体機能と食生活を学んだ後に、機能障害に陥っている患者に応じた食生活指導を行うために必要な知識・技術を身に付ける。</p>	



<p>摂食嚥下障害学</p>	<p>超高齢社会となり、疾患だけではなく加齢変化にともなう嚥下機能低下も見受けられるようになった。摂食嚥下機能を評価し、歯科保健指導を実践するには様々な知識・技術を駆使する必要がある。歯科が実践する嚥下訓練と食支援について理解し、さらに食支援に関わる看護師や理学療法士といった他の職種が行う機能評価方法にはどのようなものがあるのかを学び、各職種が果たす役割を理解する。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(1.杉山勝／1回) 摂食嚥下に関わる解剖、機能と発達について学ぶ。</p> <p>(42.小谷泰子／3回) 摂食嚥下障害の病態と診断法、ならびに対処法について学ぶ。</p> <p>(10.金子信子／4回) 摂食嚥下障害を有する患者への対処法と多職種連携について学ぶ。</p>	<p>オムニバス</p>
<p>口腔保健特論演習Ⅱ</p>	<p>卒業後に歯科衛生士業務を円滑に行うために、歯科保健指導および口腔機能管理、摂食障害患者への対応法に関係する知識・技能・態度を、国家試験に出題された問題を解くことにより、基本を確認し理解を深める。 この授業をとおして、これまでに得た知識・技能・態度の基本を再確認するとともに、これらの横断的統合をすすめる。</p> <p>(オムニバス／全30回)</p> <p>(2.埴岡 隆／全10回) 歯科保健指導に関する基本知識を再確認、整理・統合する。</p> <p>(9.瀬戸口祐子／全10回) 口腔機能管理に関する基本知識を再確認、整理・統合する。</p> <p>(10.金子信子／全10回) 摂食嚥下障害に関する基本知識を再確認、整理・統合する。</p>	<p>オムニバス</p>

<p>歯科診療補助実習Ⅰ</p>	<p>この授業では、医療安全、感染予防について理解し、実習をとおして歯科医師との共同動作や基本的な補助技術、患者に応じた対応方法を身に付ける。歯科領域で必要な生体検査・検体検査・口腔領域の臨床検査をとおして他覚症状(客観的情報)を読み取る力を養うとともに、各種印象材・歯科用石膏や合着材・接着材・仮着材・仮封材といった主要歯科材料の基本的性質や取り扱い方法について理解する。</p> <p>この授業をとおして、歯科診療補助の概念と歯科診療補助の業務内容を修得する。</p>	
<p>歯科診療補助実習Ⅱ</p>	<p>この授業では、専門科目である歯科保存学、歯科補綴学、口腔外科学で修得した知識を以て歯科診療補助に必要な器具・器材や診療手順を学ぶ。歯科診療補助の業務では、保存修復治療、歯内療法、歯周治療、歯科補綴治療、口腔外科治療、歯科麻酔における診療補助に必要な検査や治療手順、器具・器材の使用法の知識や、的確なテクニックが必要になる。各診療の流れを理解したうえで患者に対する配慮の仕方、的確でスムーズな歯科診療補助を行うための基本的技術を修得する。</p> <p>この授業をとおして、歯科保存、歯科補綴、口腔外科診療における診療補助に関する知識と技術を身に付ける。</p>	
<p>歯科診療補助実習Ⅲ</p>	<p>この授業では、矯正歯科治療、小児歯科治療、障害者歯科治療、高齢者歯科治療の歯科診療補助に必要な検査や治療手順、器具器材の使用法を学び、適切なアシスタント業務が行えるようにするとともに、それぞれの患者の身体的特徴をよく理解したうえで適切な患者対応ができるよう知識、技術を身に付ける。また、医療面接では、患者からの訴えを傾聴し的確な判断・対応ができるようになることを目的とする。</p> <p>また、将来起こる可能性が高い自然災害に対応できるよう、災害時の歯科診療補助や感染症対策についても知識を深める。</p> <p>この授業をとおして、矯正歯科、小児歯科、障害者歯科、高齢者歯科、災害時診療における診療補助に関する知識と技術を身に付ける。</p>	

<p>医療コミュニケーション</p>	<p>この授業では、医療におけるコミュニケーションについて総論的に学んだ後に、歯科衛生士が身につける必要があるコミュニケーションスキルについて学ぶ。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(1.杉山勝／4回) 医療におけるコミュニケーションについて総論的に学んだ後に、医療面接やインフォームド・コンセントを行う際に必要な知識・技能・態度について学ぶ。</p> <p>(7.村井朋代／2回) 若年者を対象とした診療や地域歯科保健において必要なコミュニケーションスキルについて学ぶ。</p> <p>(10.金子信子／2回) 高齢者を対象とした診療や地域歯科保健において必要なコミュニケーションスキルについて学ぶ。</p>	<p>オムニバス</p>
<p>医療・保健・福祉における連携</p>	<p>この授業では、医療・保健・福祉における各専門職の役割について概観した後に、多職種と円滑に連携を行うために必要な知識・技能・態度について学ぶ。</p> <p>(オムニバス／全8回)</p> <p>(1.杉山勝／2回) 保健、医療、福祉における各専門職の職務内容と種々の連携(医歯薬連携、病診連携等)について学ぶ。</p> <p>(7.村井朋代／3回) 学校保健、地域歯科保健や社会福祉(児童福祉等)における連携について学ぶ。</p> <p>(10.金子信子／3回) 医療と高齢者福祉における多職種連携について学ぶ。</p>	<p>オムニバス</p>

	<p>口腔保健特論演習Ⅲ</p>	<p>卒業後に歯科衛生士業務を円滑に行うために、歯科診療補助に関係する知識・技能・態度について総復習する。上記の問題についての基本的な知識を整理し再確認するために、国家試験問題集を使用する。</p> <p>(オムニバス／全30回)</p> <p>(1.杉山勝／8回) 口腔外科・歯科麻酔科診療、および、災害時医療等で必要な診療補助に関する知識を整理し、再確認する。また、歯科で必要とされる解剖学や生理学に関する知識を整理し、総合的な学修を行う。</p> <p>(5.荒川真一／8回) 歯科保存治療(歯冠修復、歯周治療、根管治療)に関する知識を整理し、再確認する。また、歯科で必要とされる細菌学に関する知識を整理し、総括を行う。</p> <p>(7.村井朋代／7回) 成人・高齢者歯科、障害者歯科診療に関する知識を整理し、総括を行う。</p> <p>(6.野上有紀子／7回) 矯正歯科、小児歯科診療に関する知識を整理し、総括を行う。</p>	<p>オムニバス</p>
<p>臨地実習</p>	<p>歯科衛生士臨地実習Ⅰ</p>	<p>これまでの授業で修得した知識・技能・態度をもとに、医療(歯科診療所、病院)・保健(保健所・口腔保健センター、幼稚園・保育所、小学校等)・福祉(介護福祉施設等)の現場で、歯科医師・歯科衛生士を中心とした専門職の指導のもとに実習(歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導等)を行う。</p> <p>この授業をとおして、臨床・臨地の現場で、他職種と連携して歯科衛生士が果たすべき役割、責務等について体験的に学ぶとともに、患者や国民が抱える口腔保健に関する問題についても体験的に学ぶ。</p>	
	<p>歯科衛生士臨地実習Ⅱ</p>	<p>これまでの授業で修得した知識・技能・態度をもとに、医療(歯科診療所、病院)・保健(保健所・口腔保健センター、幼稚園・保育所、小学校等)・福祉(介護福祉施設等)の現場で、歯科医師・歯科衛生士を中心とした専門職の指導のもとに実習(歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導等)を行う。</p> <p>この授業をとおして、臨床・臨地の現場で、他職種と連携して歯科衛生士が果たすべき役割、責務等について体験的に学ぶとともに、卒後に自分が歯科衛生士として目指す姿についても考察する。</p>	

<p>歯科衛生士臨地実習Ⅲ</p>	<p>これまでの授業および「歯科衛生士臨地実習Ⅰ」、「歯科衛生士臨地実習Ⅱ」にて修得した知識・技能・態度を基盤として、医療(歯科診療所、病院)の現場で、歯科医師・歯科衛生士を中心とした専門職の指導のもとに、歯科専門性への理解を深める実習を行う。具体的には、歯科専門分野の中で、小児歯科、歯科矯正学、障害者歯科学分野に特化した実習をとおり、当該分野における専門性の高い知識と技術に対する見識を深めるとともに他分野への関心の喚起を促す。</p> <p>この授業をとおり、臨床・臨地の現場で、歯科専門性における高度な知識に触れることで、他職種と連携して歯科衛生士が果たすべき役割、責務等について体験的に学ぶとともに、卒後に自分が歯科衛生士として目指す姿についても探索する。</p>	
<p>歯科英会話</p>	<p>歯科診療室におけるさまざまな場面を想定した英会話文をベースに、練習問題や単語、リーディングテキストを使い、すぐに実践活用できる力を養う。</p> <p>Part1では、受付業務、インフォームドコンセント、口腔衛生指導など、臨床場面を想定した会話例について学び、むずかしい構文や専門用語は使わず、短くてわかりやすい英文について学ぶ。Part2では、歯科に関係する単語を整理するとともに、患者さんや子ども向けのわかりやすい言葉・表現についても学ぶ。Part3では、海外で歯科衛生士がどのような仕事をしているのかなど話題を提供し、英語学習の意欲をかきたてる。</p> <p>この授業をとおり、歯科医院を訪れる外国人の患者さんと、言葉の壁を乗り越えて英語でコミュニケーションできる能力を修得する。</p>	
<p>基礎看護学</p>	<p>医療サービスの原点とも言える看護について、歴史的変遷を踏まえ、現代社会における看護の意義や看護理論等を学び、看護の対象論を中心に、人間観、健康観、環境観および看護観を深めていく。</p> <p>この授業をとおり、看護と健康の概念、看護論の歴史、看護と環境、看護の対象および看護の機能と実践の理解に加え、看護師の役割と責任や医療チームにおける看護職と多職種間の共同の在り方について学ぶことで、緊急時や歯科診療所等で看護師不在時に、歯科衛生士が果たす役割についても学ぶ。</p>	

<p>口腔保健学研究論</p>	<p>この授業は科学的思考を醸成することを第一の目的とし、口腔保健学研究に求められる以下の基礎的知識について学ぶ。</p> <p>①研究テーマの選択法 ②テーマに関連する文献の検索法 ③研究論文の批評法 ④口腔保健学研究計画書の作成法 ⑤研究倫理</p> <p>授業の後半では、博士号を有する専任教員の専門分野の研究について学び、「口腔保健学研究演習Ⅰ」、「口腔保健学研究演習Ⅱ」で行う研究のテーマ決定の参考にする。</p> <p>この授業をとおして、科学的思考を身に付けるとともに、口腔保健学分野における研究法の基礎について修得する。</p> <p>(オムニバス方式／全8回)</p> <p>(2.埴岡 隆／4.5回) 口腔保健学研究の進め方について総論的に学ぶ。 歯科における禁煙推進に関する研究について学ぶ。</p> <p>(5.荒川真一／0.5回) 歯周病や口腔内の微生物に関する研究について学ぶ。</p> <p>(1.杉山勝／0.5回) 周術期口腔機能管理や地域歯科保健に関する研究について学ぶ。</p> <p>(4.森田 学／0.5回) 齶蝕に関する研究について学ぶ。</p> <p>(8.森田章子／0.5回 ) 高齢者歯科に関する研究について学ぶ。</p> <p>(3.吉田 篤／0.5回 ) 口腔解剖、口腔生理学に関する研究について学ぶ。</p> <p>(6.野上有紀子／0.5回) 小児歯科に関する研究について学ぶ。</p> <p>(7.村井朋代／0.5回) 高齢者歯科、障害者歯科に関する研究について学ぶ。</p>	<p>オムニバス</p>
-----------------	---	--------------

選

<p>口腔保健学研究演習Ⅰ</p>	<p>この授業では、口腔保健学研究のテーマを決めるために、まず日本語、英語の文献検索法について体験的に学ぶ。次に、検索した文献の批評的読解法について学ぶ。その後は、自ら検索し抽出した文献を読解することにより、研究テーマを絞り込む。自ら設定したテーマについて研究を遂行するために、口腔保健学研究計画書を作成し、研究の実現性や日程等について検討した上で、少人数グループで研究を進める。</p> <p>この授業をとおして、口腔保健分野における課題を見つけ、情報を収集・分析し、総合的に理解する能力を修得する。</p>	
<p>口腔保健学研究演習Ⅱ</p>	<p>「口腔保健学研究演習Ⅰ」における学びを継続するとともに、自ら設定したテーマに関する情報を総合的に理解した上で、課題を解決する方法についても学ぶ。「口腔保健学研究演習Ⅰ」および「口腔保健学研究演習Ⅱ」で得られた成果をまとめた後に、口頭発表法について学び、学内発表する。また、論文作成法について学んだ後に、論文を作成する。</p> <p>この授業をとおして、口腔保健学分野における研究手法、および発表法について体験的に学ぶことにより、論理的思考法と伝達法を身に付ける。</p>	
<p>科学英語演習Ⅰ</p>	<p>学部共通科目で学修した「英語」の能力を基として、口腔保健や歯学・医学に関する科学英語論文を読解することにより、3年生で履修する「口腔保健学研究演習Ⅰ」および「口腔保健学研究演習Ⅱ」で行う研究の素地を身に付ける。また、各論文のエビデンスレベルを把握する能力を身に付ける。</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>(1.杉山勝／8回) 口腔保健に関する英語論文を読解する能力を向上させるとともに、口腔保健に関する知識を高める。</p> <p>(8.森田章子／7回) 歯学・医学に関する英語論文を読解する能力を向上させるとともに、歯学・医学に関する知識を高める。</p>	<p>オムニバス</p>



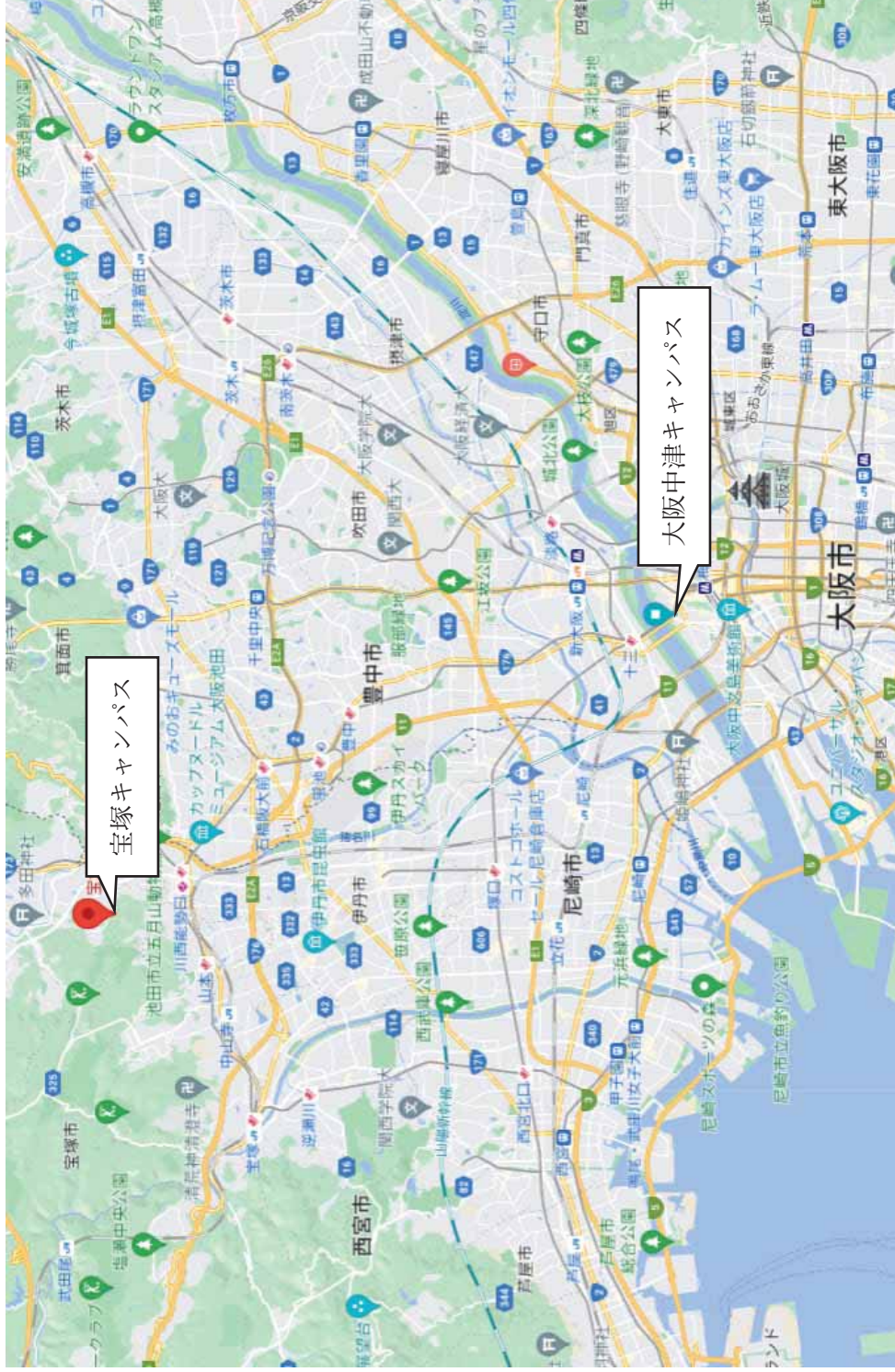
<p>科学英語演習Ⅱ</p>	<p>「科学英語演習Ⅰ」と同様に、口腔保健や歯学・医学に関する科学英語論文を読解することにより、3年生で履修する「口腔保健学研究演習Ⅰ」および「口腔保健学研究演習Ⅱ」で行う研究の素地を身に付ける。また、読解した論文を参考にして、研究計画書を作成する。</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>(1.杉山勝／8回) 口腔保健に関する英語論文を読解する能力を向上させるとともに、研究計画書を作成する能力を培う。</p> <p>(8.森田章子／7回) 歯学・医学に関する英語論文を読解する能力を向上させるとともに、歯学・医学に関する知識を高める。</p>	<p>オムニバス</p>
<p>ビジネスコミュニケーション演習</p>	<p>この授業では、卒業後に社会人として就業するために必要な基本的資質(身だしなみ、自己管理能力、協調性、積極性等)、組織(職位と役割等)についての理解、良好な対人関係の構築法(ビジネスマナー、話し方等)、電話での応対法、情報処理法、文書作成法、会議運営法、事務機器・物品の使用法等について演習を行うことにより学ぶ。</p> <p>この授業をとおして、ビジネス実務において常識ある社会人として業務を行うために必要な知識、技能、態度を身に付ける。</p>	



学校法人平成医療学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>宝塚医療大学</b>				<b>宝塚医療大学</b>				
<b>保健医療学部</b>				<b>保健医療学部</b>				
理学療法学科	70	-	280	理学療法学科	70	-	280	
柔道整復学科	60	-	240	柔道整復学科	60	-	240	
鍼灸学科	30	-	120	鍼灸学科	30	-	120	
<b>和歌山保健医療学部</b>				<b>和歌山保健医療学部</b>				
<b>リハビリテーション学科</b>				<b>リハビリテーション学科</b>				
理学療法専攻	60	-	240	理学療法専攻	60	-	240	
作業療法専攻	40	-	160	作業療法専攻	40	-	160	
看護学科	50	-	200	看護学科	50	-	200	
計	310	-	1,240	計	374	-	1,496	学科の設置(届出)
<b>平成医療学園専門学校</b>				<b>平成医療学園専門学校</b>				
柔道整復師科昼間部	60	-	180	柔道整復師科昼間部	60	-	180	
鍼灸師科昼間Ⅰ部	30	-	90	鍼灸師科昼間Ⅰ部	30	-	90	
鍼灸師科昼間Ⅱ部	30	-	90	鍼灸師科昼間Ⅱ部	30	-	90	
東洋療法教員養成学科	10	-	20	東洋療法教員養成学科	10	-	20	
日本語学科日本語1年コース	20		20	日本語学科日本語1年コース	20		20	
日本語学科医療福祉系1年コース	20	-	20	日本語学科医療福祉系1年コース	20	-	20	
日本語学科進学1.5年コース	60	-	120	日本語学科進学1.5年コース	60	-	120	
日本語学科進学2年コース	60	-	120	日本語学科進学2年コース	60	-	120	
応用日本語学科1年コース	40	-	40	応用日本語学科1年コース	40	-	40	
応用日本語学科2年コース	20	-	40	応用日本語学科2年コース	20	-	40	
計	350	-	740	計	350	-	740	
<b>横浜医療専門学校</b>				<b>横浜医療専門学校</b>				
柔道整復師科昼間	60	-	180	柔道整復師科昼間	60	-	180	
柔道整復師科夜間	30	-	90	柔道整復師科夜間	30	-	90	
鍼灸師科昼間	60	-	180	鍼灸師科昼間	60	-	180	
鍼灸師科夜間	30	-	90	鍼灸師科夜間	30	-	90	
日本語学科進学1.5年コース	20	-	20	日本語学科進学1.5年コース	20	-	20	
日本語学科進学2年コース	20	-	40	日本語学科進学2年コース	20	-	40	
計	220	-	600	計	220	-	600	
<b>なにわ歯科衛生専門学校</b>				<b>なにわ歯科衛生専門学校</b>				
歯科衛生士学科昼間	72	-	216	歯科衛生士学科昼間	72	-	216	
歯科衛生士学科夜間	36	-	108	歯科衛生士学科夜間	36	-	108	
計	108	-	324	計	108	-	324	
<b>名古屋平成看護医療専門学校</b>				<b>名古屋平成看護医療専門学校</b>				
看護学科	40	-	120	看護学科	40	-	120	
理学療法学科	30	-	120	理学療法学科	30	-	120	
柔道整復学科	30	-	90	柔道整復学科	30	-	90	
はり・きゅう学科	40	-	120	はり・きゅう学科	40	-	120	
アスレティックトレーナー学科	25	-	50	アスレティックトレーナー学科	25	-	50	
計	165	-	500	計	165	-	500	
<b>日本総合医療専門学校</b>				<b>日本総合医療専門学校</b>				
<b>柔道整復学科</b>				<b>柔道整復学科</b>				
柔整スポーツ・ケアⅠコース	30	-	90	柔整スポーツ・ケアⅠコース	30	-	90	
柔整スポーツ・ケアⅡコース	30	-	90	柔整スポーツ・ケアⅡコース	30	-	90	
計	60	-	180	計	60	-	180	

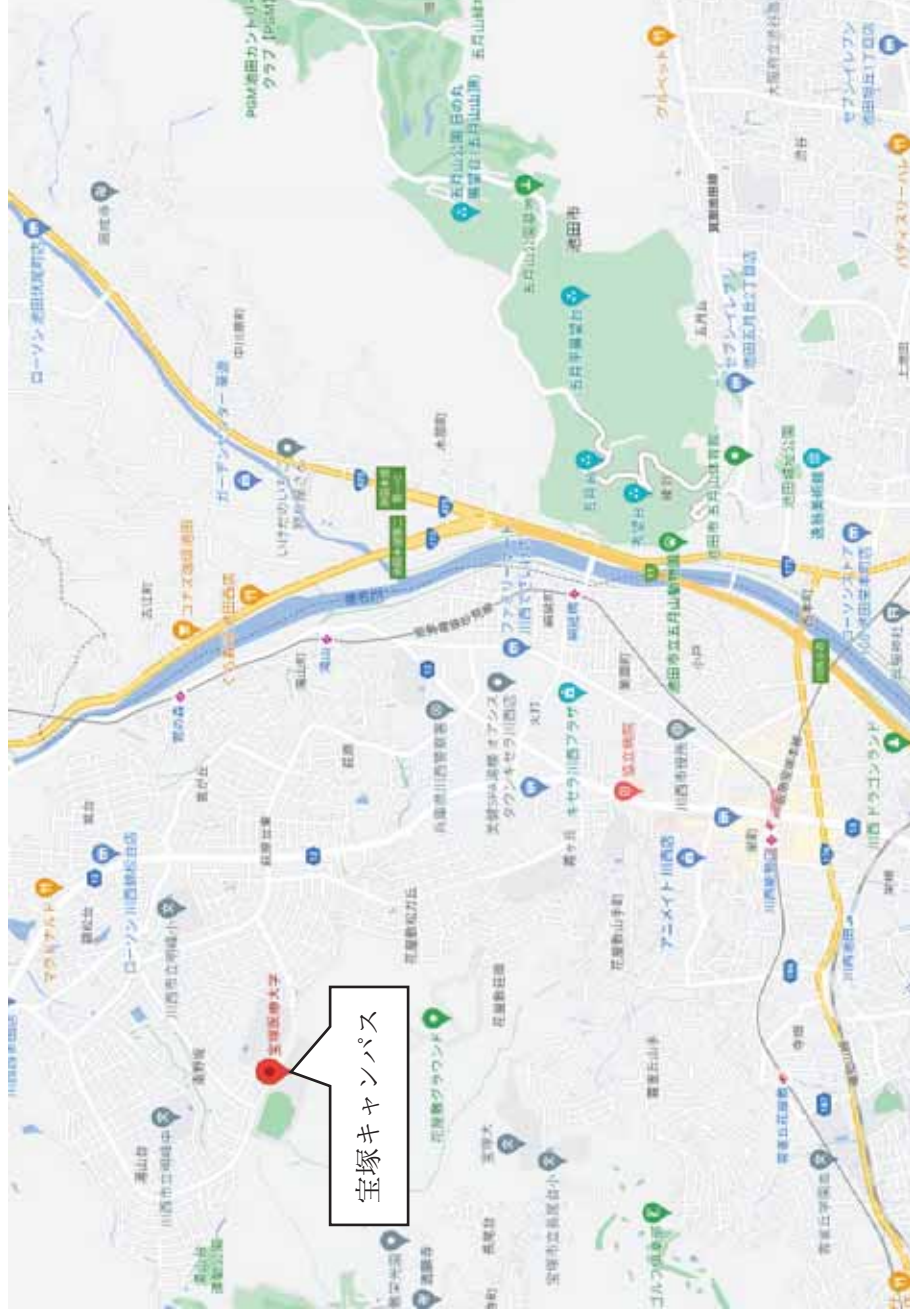
都道府県内における位置関係の図面



(Google マップから引用)

- ・2校舎間の距離：約23km
- ・移動に要する時間：宝塚キャンパス（徒歩3分）→阪急バス「南野坂2丁目」～「川西能勢口駅」（約12分）→阪急電鉄「川西能勢口駅」～「中津駅」（約30分）→大阪中津キャンパス（徒歩3分）

最寄り駅からの距離，交通機関及び所要時間が分かる図面（宝塚キャンパス）



阪急電鉄 川西能勢口駅から、約 3 km。

阪急バスで「川西能勢口駅」から「南野坂 2 丁目」約 12 分

本学スクールバスで「川西能勢口駅」から約 10 分

(Google マップから引用)



最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図面（大阪中津キャンパス）

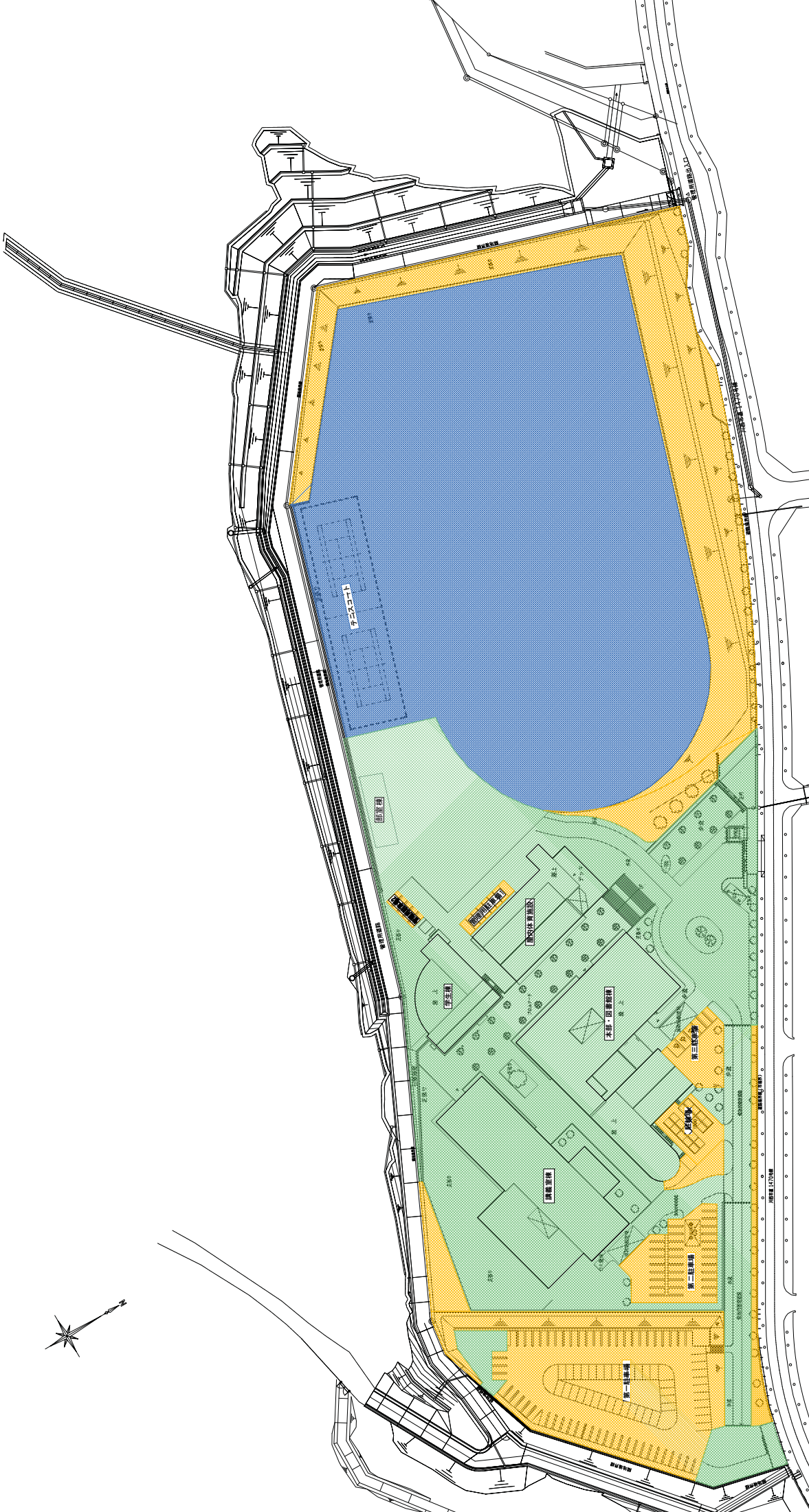


(Google マップから引用)

阪急電鉄 中津駅から、約 300 メートル

Osaka Metro 御堂筋線 中津駅から、約 750 メートル





校地算入面積の内訳

本部・図書館棟	2,113.39㎡
講義室棟	1,891.32㎡
学生棟	591.66㎡
守衛室	9.95㎡
小計	4,606.32㎡

校地算入面積部分	36,904.27㎡ (運動場敷地含む)
運動場敷地	18,373.42㎡
校地不算入面積部分	11,810.73㎡

屋内体育施設	886.02㎡
部室棟	167.66㎡
空地	12870.85㎡
運動場敷地	18,373.42㎡
合計	36,904.27㎡

校地等合計 (算入部分+不算入部分)	48,715.00㎡
-----------------------	------------

敷地面積

663.37 m<sup>2</sup>

校舎面積 (延べ面積)

2179.76 m<sup>2</sup>

不算入施設 面積 (延べ面積)

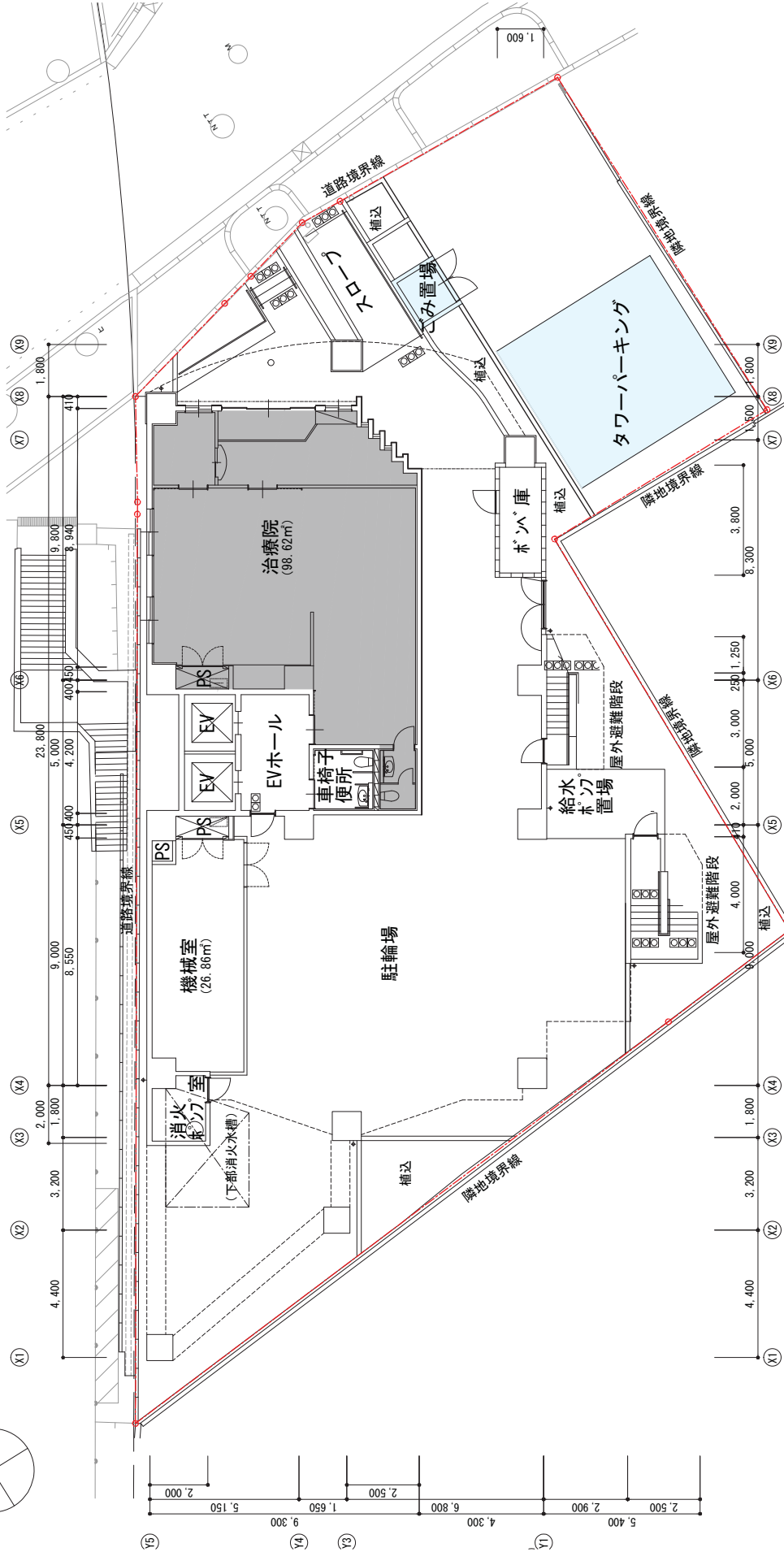
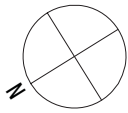
2.79 m<sup>2</sup>

ゴミ置場

300.00 m<sup>2</sup>

タワーパーキング

計 2482.55 m<sup>2</sup>



平成医療学園専門学校で使用

Project	Date
宝塚医療大学 大阪中津キャンパス 整備計画 口腔保健学科 (仮) 校舎改修工事(中津第2校舎)	2022.3.10
Drawn	Scale
1階平面図	A3-1/75
Client	No.
四民建築設計事務所 shimada architectural design 〒565-0828 大阪府吹田市北吹田 2-1-10	shimada shimada
	A / 01



## 宝塚医療大学学則（案）

### （目的）

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性  
尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人  
間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的とする。

### （自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究  
活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、前項の教育研究活動等の状況について、第三者による評価を受け、その改善に努める。
- 3 前2項の実施については、別に定める。

### （教育研究活動等の公表）

第3条 本学は、その教育研究活動等の状況について、積極的に公表するものとする。

### （教育研究上の目的の公表）

第4条 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するも  
のとする。

### （学部・学科）

第5条 本学に、保健医療学部及び和歌山保健医療学部（以下「学部」という。）を置く。

- 2 学部に次の学科を置く。

#### （1）保健医療学部

- ア 理学療法学科
- イ 柔道整復学科
- ウ 鍼灸学科
- エ 口腔保健学科

#### （2）和歌山保健医療学部

- ア リハビリテーション学科
- イ 看護学科

- 3 本学に留学生別科を置く。留学生別科の規程は別に定める。
- 4 本学に介護福祉別科を置く。介護福祉別科の規程は別に定める。

### （附属図書館）

第6条 本学に、附属図書館を置く。

### （健康管理室）

第7条 本学に、健康管理室を置く。

### （キャリア開発センター）

第7条の2 本学に、キャリア開発センターを置く。

(附属治療院)

第7条の3 本学に、附属治療院を置く。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

第9条 第5条から前条までに関する規定は、別に定める。

(職員組織)

第10条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、図書館職員、その他必要な職員を置く。

第11条 附属図書館に図書館長を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 健康管理室に健康管理室長を置く。
- 4 キャリア開発センターにセンター長を置く。
- 5 附属治療院に院長を置く。

(学長)

第12条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり教職員を統督する。

(副学長)

第13条 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(組織の長)

第13条の2 第11条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学部長)

第14条 本学に学部長を置く。

- 2 学部長は、学長を補佐し、学部に関する校務をつかさどる。

(学科長)

第15条 学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

(客員教授)

第16条 本学に、客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第17条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第18条 本学に、委員会を置く。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園の創立記念日 5月2日

(4) 春期休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月5日から9月23日まで

(6) 冬期休業 12月24日から1月7日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(入学定員及び収容定員)

第22条 学生の入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。

(修業年限及び在学期間)

第23条 学部の修業年限は4年とし、在学期間は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(教育課程)

第24条 本学における授業科目を、学部ごとに次のとおり区分する。

(1) 保健医療学部

学部共通科目, 専門基礎科目, 専門科目

(2) 和歌山保健医療学部

学部共通科目, 専門基礎科目, 専門科目

2 前項のほか、各学部の定めるところにより、資格取得等に必要科目区分及び授業科目を置くことができる。

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがで

きる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。なお、前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を外国において履修させることができる。

4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第26条 授業科目、単位、履修方法、単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

第27条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位以上を修得しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 学生が、職業を有している等の事情により、第23条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第31条の2 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(卒業)

第32条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

(学位)

第33条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学及び再入学の場合については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第35条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第36条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、学長は、入学を許可する者を定める。

(編入学)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則第92条の3に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

- 2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い並びに第23条に規定する修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

#### (転入学)

第38条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い並びに第23条に規定する修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

#### (再入学)

第39条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第47条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

#### (入学志望手続)

第40条 入学志望者は、所定の手続により、入学検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

#### (入学手続及び入学許可)

第41条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金を納付した者（入学金の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

#### (転学科)

第42条 学生で、他の学科に転学科を志望する者があるときは、学長は、許可することがある。

- 2 前項の規定により転学科を許可された者の修得単位の取扱い並びに第23条に規定する修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

#### (転籍)

第43条 本学において、学部の課程から別科の課程に、あるいは別科の課程から学部の課程に、それぞれ転籍を希望する者があるときは、学長は、許可することがある。

- 2 転籍に関して必要な事項は、別にこれを定める。

#### (留学)

第44条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の留学の期間は、第23条に規定する修業年限及び在学期間に算入することができる。



(休学)

第45条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第46条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、除籍する。

(1) 第23条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第45条第3項に規定する休学期間を超え復学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料、施設管理費及び実習費（以下「授業料等」という。）が未納で、督促してもなお納付しない者

(5) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第48条 学生が、教育研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第49条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第50条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

第51条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料等の納付)

第52条 学生は、授業料等を納付しなければならない。

(授業料等、入学金、入学検定料及び在籍管理料)

第53条 授業料等、入学金、入学検定料及び在籍管理料（以下「学生納付金」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(学生納付金の免除等)

第54条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、学生納付金を免除し、又は徴収を猶

予することができる。

- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (研究生)

第55条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、学長は、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めたとする。
- 3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

#### (科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学することのできる者は、第35条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めたとする。
- 3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第35条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限り。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を、2年を超えない範囲で第23条に規定する修業年限及び在学期間に通算することができる。
- 6 前項の修業年限及び在学期間の通算については、教授会が認定する。

#### (聴講生)

第57条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第35条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めたとする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

#### (特別聴講学生)

第58条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続により、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第59条 第55条から前条までに關する細部についての規程は、別に定める。

#### (外国人学生)

第60条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学長は、入学を許可することができる。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(研修員)

第61条 大学又はその他の団体から特定の事項の研究のため、その所属職員の派遣について願ひ出があつたときは、選考のうへ、学長は、研修員として受け入れることができる。

2 研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(公開講座)

第62条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学友会)

第63条 本学に課外教育活動の組織として、学友会を置く。

2 学友会に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第64条 この規則の改廃は、学長企画調整会議において審議し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月27日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 別表1の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間の各学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理学療法学科	70人	190人	70人	220人	70人	250人
柔道整復学科	60人	240人	60人	240人	60人	240人
鍼灸学科	30人	210人	30人	180人	30人	150人
合 計	160人	640人	160人	640人	160人	640人

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表1の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までの間の和歌山保健医療学部リハビリテーション学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
リハビリテ- ション学科	100人	100人	100人	200人	100人	300人

附 則

この規則は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 別表1の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの間の和歌山保健医療学部看護学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
看護学科	50人	50人	50人	100人	50人	150人

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 別表1の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間の保健医療学部口腔保健学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年 度 区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
口腔保健学科	64人	64人	64人	128人	64人	192人

別表 1

区 分	入学定員	収容定員
保健医療学部		
理学療法学科	70人	280人
柔道整復学科	60人	240人
鍼灸学科	30人	120人
口腔保健学科	64人	256人
小 計	224人	896人
和歌山保健医療学部		
リハビリテーション学科	100人	400人
看護学科	50人	200人
小 計	150人	600人
合 計	374人	1,496人

## 宝塚医療大学保健医療学部教授会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、宝塚医療大学学則第17条第2項の規定に基づき、保健医療学部教授会（以下「教授会」という。）の議事及び運営等に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 教授会は、以下の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 統括長
- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 本学部に所属する専任の教授

2 教授会に学校法人平成医療学園の理事長が出席することができる。

3 教授会が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決権を有しない。

### (審議事項等)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

### (会議の開催)

第4条 教授会は1か月に1回定時に開催することを原則とする。ただし、必要がある場合は、随時臨時に会議を開催することができる。

2 教授会の招集は、学長が行う。

3 教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、学長は速やかに教授会を開かなければならない。

### (議長)

第5条 議長は学長とする。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者が代行する。

3 学長が公務等により出席できないときは、あらかじめ学長が指名した者が代行する。

4 議長は、教授会を主宰する。

### (会議の成立及び議決)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員に含まないものとする。

- (1) 職務により海外渡航中の者
- (2) 休職又は停職中の者
- (3) 育児休業中の者
- (4) 30日以上にわたる連続した休暇を取得中の者

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により教授会に出席できない構成員は、議長に委任状を提出することにより、当該教授会に出席したものとみなす。

3 議事は出席者の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。



(専門委員会)

第7条 教授会に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事、運営等に必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。